

山梨県立武田の杜保健休養林
管理運営業務の内容及び基準

令和 8 年 5 月
山 梨 県

目 次

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	施設全般に関する業務等	
	(1) サービスセンター等の開館日及び開館時間	2
	(2) 利用予約の承認等	2
	(3) 利用料金の徴収	2
	(4) 利用料金の減免	2
	(5) 利用料金の還付	3
	(6) 禁止行為の防止	3
	(7) 緊急時の対応	3
	(8) 関係機関との連絡調整	3
	(9) 事業報告書等の作成及び提出	3
	(10) 業務計画書の作成及び提出	4
	(11) 利用者サービスの向上	4
	(12) 広報活動	5
	(13) ボランティアとの協働	5
	(14) 森林セラピー基地の運営	5
	(15) 甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンター業務	5
	(16) 施設の効果を高める取り組み	5
	(17) 情報の管理	6
	(18) 管理運営体制	6
	(19) 暴力団の排除措置	6
4	施設の維持管理業務	
	(1) 施設及び設備点検業務	6
	(2) 清掃業務	6
	(3) 保守管理業務	7
	(4) 植栽等管理業務	7
	(5) 修繕業務	7
	(6) 備品管理業務	7
	(7) 駐車場管理業務	8
	(8) 保安警備業務	8
	(9) 防火、防災業務	8
5	施設の運営業務	
	(1) サービスセンター	8
	(2) キャンプ場	8
	(3) 森林学習展示館及び展望休憩室	9
	(4) 樹木見本園	9
	(5) 鳥獣センター	9

6	普及・啓発に関する業務	
(1)	主催事業	10
(2)	展示会等	11
(3)	支援事業	11
(4)	施設の整備・充実	12
7	その他	
(1)	補償対策	12
(2)	保険への加入	12
(3)	借地料	12
(4)	モニタリングの実施	12
(5)	緑化推進事業への協力	13
(6)	環境への配慮	13
別表 1	施設内容	14
別表 2	施設の中の建物の詳細(用途別)	16
別表 3	施設・緑地の管理業務	17
別表 4	備品一覧	20
別表 5	学習展示館及び展望休憩室展示一覧	22
別表 6	岩石園一覧	26
別表 7	樹木見本園一覧	27
別表 8	傷病鳥獣保護状況	30
別表 9	飼養獣類	32
別表 10	飼養鳥類	32
別表 11	はく製一覧	33
別表 12	令和4・5・6年度主催事業	41
別表 13	令和4・5・6年度利用実績	50
別表 14	令和4・5・6年度管理運営経費の内訳	51
別表 15	令和6年度事業分モニタリングシート	54
添付資料 1	山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例	63
添付資料 2	山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例施行規則	73
添付資料 3	武田の杜保健休養林 遊歩道 位置図	80
添付資料 4	健康の森主要施設位置図、建物平面図	82
添付資料 5	自動体外式除細動器の管理仕様書	88
添付資料 6	関係法令一覧	89
添付資料 7	山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森 指定管理業務モニタリング実施要領	90
添付資料 8	建築物点検マニュアル(抜粋)	93

武田の杜保健休養林の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（以下「条例」という。）、森林法、自然公園法およびその他関係法令等によるほか、この基準による。

また、この基準は、山梨県立武田の杜保健休養林の具体的な指定管理業務の内容及び管理基準を記載し、募集要項に添付するもので、これをもとに指定管理者の提案に基づき追加・修正したものが基本協定書に添付する仕様書となる。

1 設置目的

多くの県民が自然に親しむことができる環境を提供することにより、健康の維持・増進及び豊かな情操のかん養を図るとともに、施設を活用したイベント、レクリエーションや野外活動等を通じて、森林・林業の役割、動植物などについての知識や情報を習得する機会を提供する。

2 施設の概要

武田の杜は、健康の森をはじめとする複数の施設、森林エリアから構成され、秩父多摩甲斐国立公園などに指定されている。

公園面積 202ha

主な区域及び面積	主要施設
健康の森 195ha	サービスセンター、森林学習展示館、展望休憩室、キャンプ場、遊歩道、癒しの小径、林間広場、野鳥観察小屋、四阿、展望台、自由広場（マウンテンバイク(以下「MTB」という。)エリアを含む)、岩石園、水飲場、手洗場、トイレ、駐車場等
樹木見本園 6 ha	樹木、遊歩道、四阿、休憩舎、水飲場、トイレ
幹線遊歩道 23.6 km	休憩舎、水飲場、トイレ
鳥獣センター 1 ha	第1展示館、第2展示館、野鳥園

なお、直接の管理対象ではないが、次の森林エリアを「武田の杜」として位置づけている。

・国有林1,184ha、県有林332ha、甲府市有林15ha、私有林969ha 計2,500ha

・主な名所、旧跡：要害山、湯村山、深草観音、千代田湖等

※詳細については、別表1、別表2及び添付資料3、4を参照

3 施設全般に関する業務等

(1) サービスセンター等の開館日及び開館時間

次表のとおりとする。ただし、毎週月曜日及び休日の翌日は休館日とし、月曜日が休日の場合、または休日の翌日が日曜日の場合は開館日とする。

区分	開館日	時間	摘要
サービスセンター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	
キャンプ場	5/1～10/31の休前日と土曜日 (7/1～8/31は毎日)	16:00～翌日10:00	
森林学習展示館及び展望休憩室	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	12/1～3/20は依頼があった場合のみ開館する。
鳥獣センター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	
MTBエリア	5/1～12/15 (5/1～5/5及び7/1～8/31は毎日)	10:00～16:00	

- ・ 利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて開館時間の延長を行う。
- ・ 開館日及び開館時間を変更する場合は、予め県の承認を得て変更することができる。

(2) 利用の承認等

- ・ キャンプ場の予約は、利用日の前日まで受け付ける。
- ・ 天候不良等によりキャンプ場の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に連絡すること。
- ・ 施設利用の事務手続きだけでなく、承認の権限も有することに留意し、平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用承認申請書等の様式を定めること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしない、又は承認を取り消すこと。
 - ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - ② 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - ③ 衛生上支障があると認められるとき。
 - ④ その他管理上支障があると認められるとき。

(3) 利用料金の徴収

- ・ キャンプ場の利用者から、利用料金の徴収を行うこと。
- ・ 利用料金は、条例で定める額の範囲内で知事の承認を得た額を、キャンプ場施設等利用料として定めること。

(4) 利用料金の減免

- ・ 条例では、利用料金を減額又は免除できるとされているが、規則で定めていない

ため、減免は行わないこと。

(5) 利用料金の還付

- ・ 既に納付した利用料金は、原則還付しないこと。
ただし、利用者の責に帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(6) 禁止行為の防止

- ・ 条例第17条で禁止されている行為やオートバイの乗り入れ、危険な利用（ゴルフ、野球等）等を禁止し、利用者の安全の確保に努めること。

(7) 緊急時の対応

- ・ 施設内での急病人や怪我人、火災、犯罪等の発生に係る関係機関への速やかな通報及び事故報告など、緊急時を想定した事故対応マニュアルを作成するとともに、それらに基づく訓練を年1回以上実施すること。
- ・ 緊急または重要な事項は速やかに県に報告し、適切な対応をとること。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。
管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
- ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

(8) 関係機関との連絡調整

- ・ 施設の円滑な運営のため、必要に応じて森林エリアの主な管理者である県、甲府市及び山梨森林管理事務所など、関係機関と連絡調整を図ること。
- ・ 森林公園である金川の森(笛吹市)の指定管理者と情報交換を行うとともに、主催事業に係る連携に努めること。

(9) 事業報告書等の作成及び提出

- ・ 定期報告書（事業進捗状況報告）
指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。
なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。
- ・ 事業報告書
指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。
 - ① 事業実績及び利用状況
 - ② 利用料金の収入の実績
 - ③ 管理業務に係る収支決算

- ④ 自主事業の実施状況及び収支決算
- ⑤ その他必要な事項
- ・ その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

(10) 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ① 次年度の運営目標
- ② 実施事業（自主事業含む）の概要及び実施時期
- ③ 管理業務に係る体制
- ④ 管理業務及び自主事業に係る収支予算
- ⑤ その他必要な事項

(11) 利用者サービスの向上

○利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケート調査等を行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及びその対応状況を四半期ごとに取りまとめ、2ヶ月以内に県に提出すること。

○キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入すること。

サービスセンターについて、多様な決済手段（コード決済等）に対応すること。

なお、令和9年4月末までに、導入すること。

○自動販売機の設置

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機の設置を行うこと。

○自主事業

公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる。

ア イベント、各種興行

イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・ 施設の設置目的に沿った内容であること
- ・ 公序良俗に反しない興行であること
- ・ 施設の汚損を伴わないものであること

ただし、有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条例による行為の許可を得て行うこと。

イ 物販事業

施設の設置目的に沿って、利用者への利便性を高めるため、物品の販売などを行うことができる。ただし、県の許可を得たうえで所定の使用料を納付すること。設置・管理に要する費用は指定管理者が負担することとする。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定書で締結する場合、別途手続きは必要としない。

(1 2) 広報活動

武田の杜のPR及び情報提供のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

- ア ホームページの開設、更新等
- イ 案内パンフレット等の作成、配布
- ウ 情報誌や主催事業のチラシ等の作成、配布

(1 3) ボランティアとの協働

- ・ 武田の杜の管理、運営にあたり、武田の杜クラブ等ボランティア組織との連携や育成に努めること。
- ・ ボランティア活動への支援、協力を要請された場合は、資機材の貸し出しなど業務に支障のない範囲で支援を行うこと。

(1 4) 森林セラピー基地の運営

- ・ NPO法人森林セラピーソサエティにより認定された森林セラピー基地として、特色ある運営を行うこと。
- ・ 山梨県が「森林セラピー基地の体制づくり事業」において開発した森林セラピープログラム・モニターツアー・パンフレット等を生かし森林セラピー基地運営の基盤とすること。
- ・ 森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」への参加等により、全国の認定団体との情報交換を行い、森林セラピーの普及啓発、利用促進に努めること。

(1 5) 甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンター業務

- ・ サービスセンターは甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターとして、常設展示（パネル、映像、ジオラマ等）により情報発信を行うこと。
※武田の杜は甲武信ユネスコエコパーク（令和元年6月登録）のエリア内にある。
- ・ 主催事業としてエコパークの啓発イベントを年2回開催し、自然に関する知識の習得に資するレクリエーションの機会を提供すること。

(1 6) 施設の効果を高める取り組み

①地域に貢献する取り組み

地域、関係機関、ボランティア等との連携を図るとともに、施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上を図ること。

②市町村との連携

施設所在周辺市町村と連携して、地域活性化に取り組むこと。

③施設運営の課題に対する取り組み

施設運営において、次に提示する課題の解決につながる自主事業を実施すること。

- ・有料施設（キャンプ場、デイキャンプ場）の利用促進
 - ・自然体験プログラム等の体験イベントを通じた自然に親しむ機会の提供促進
- このほか、森林・林業、鳥獣保護などに関する啓発等をはじめ、施設の利用促進、利便性の向上を図るため、積極的に事業を提案すること。

(17) 情報の管理

- ・ 個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うこと。
- ・ 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置など、施設に係る個人情報保護に関する要綱を定めること。

(18) 管理運営体制

- ・ 施設の適切な管理運営を実施するため、必要な有資格者及び経験者等を配置し、管理責任者を明確にすること。
- ・ 職員の研修を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ること。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。

(19) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項に記載すること。

4 施設の維持管理業務

(1) 施設及び設備点検業務

- ・ 指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。
- ・ 点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。なお、建築基準法第12条第2項による建築物の定期点検業務は、令和11年度及び令和14年度に実施するものとする（前回点検日（令和8年度）から3年以内ごとに点検を行う。）。
- ・ 日常点検においては、目視等による施設、設備、遊具等の巡回点検を行い、常に安全かつ良好な状態を保持し、異常を発見した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
- ・ 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。
- ・ 電球、蛍光灯、トイレトーパー等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行うこと。

(2) 清掃業務

- ・ 良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つため、清掃業務を実施すること。
 - ・ 清掃業務については、別表 3 を参考に実施すること。
 - ・ 遊歩道沿いの大型または大量の投棄物など通常の処理では対応が困難な場合には、森林所有者と調整を行い処理すること。
- (3) 保守管理業務
- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めること。
 - ・ 施設、設備の保守管理については、別表 3 を参考に実施すること。
- (4) 植栽等管理業務
- ・ 植栽等の特性や景観に配慮し、快適な空間を提供すること。
 - ・ 樹木及び芝生等の維持管理については、別表 3 を参考に実施すること。
 - ・ 遊歩道等の雑草などの刈り払い時には、稀少植物の保護に充分留意すること。
 - ・ 森林エリアの管理は、国有林については山梨森林管理事務所、県有林については山梨県中北林務環境事務所県有林課、甲府市有林については甲府市産業部林政課、私有林については森林所有者又は施業受託者が行うが、武田の杜の施設管理業務に係る上記機関との打合せ等については、指定管理者が行う。
 - ・ 遊歩道や四阿等の周辺の倒木、危険木の処理など、作業着手前にそれぞれの森林所有者と協議し、必要な事務手続きを経た上で実施すること。
- (5) 修繕業務
- ① 応急的な修繕
- 公園内における施設・設備等が破損、損壊または老朽化などにより、安全または管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。
- ・ 早急に修繕方法の検討及び修繕経費の見積りを行う。
 - ・ 修繕に要する経費が 20 万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行う。
 - ・ 修繕に要する経費が 20 万円以上の場合は、速やかに見積書を添付し県に報告すること。
- ② 計画的な修繕
- 修繕が必要な施設・設備のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、県からの別途指示により、指定管理者が修繕の箇所、内容、必要金額、優先順位等を報告すること。
- 県は指定管理者の報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。
- (6) 備品管理業務
- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、20 万円未満の修繕費のものについては、指定管理者が修繕すること。
 - ・ 修繕できない備品については、県に破損の報告をすること。なお、備品の更新については、県が行うものとする。
 - ・ 新たな備品が必要な場合には、県に協議すること。

- ・ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。なお、備品とは比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えられるもので、購入単価が原則10万円以上の物品をいう。
 - ・ 県は業務に必要な車両を指定管理者に貸与することとする。その車両の車検は指定管理者が行うこと。
- ※備品の詳細については、別表4参照。

(7) 駐車場管理業務

- ・ ゴールデンウィーク等多くの利用が見込まれる場合には、駐車整理のための要員を配置すること。
- ・ 駐車場の利用は、原則として施設利用者に限ること。
- ・ 利用時間については、利用者の利便性を勘案し、定めること。

(8) 保安警備業務

- ・ 防犯に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。また、施設の異常の有無の確認等のため、施設内を巡回すること。

(9) 防火、防災業務

- ・ 防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために防火、防災業務を行うこと。
- ・ サービスセンター、森林学習展示館及び展望休憩室、鳥獣センターについては、消防法第8条第1項に基づき、甲種防火管理講習を修了した防火管理者を配置し、消防計画書を届け出ること。
- ・ 武田の杜は東海地震防災対策強化地域に指定されているため、大規模地震対策特別措置法第7条第1項により地震防災応急計画を作成し、届け出ること。

5 施設の運営業務

(1) サービスセンター

ア 窓口業務

施設の総合窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 施設全体の管理運営の総括、連絡調整
- ・ 施設利用者の接遇
- ・ 施設の団体利用(遠足・研修等)の受付
- ・ MTBエリア利用の受付

イ 研修室の管理運営

研修室は主催事業の会場や利用者の会議研修、レクリエーション等の場として活用すること。

ウ 救護への対応

不測の事態に対応できるよう、救急用具及び薬品を備えつけておくこと。

(2) キャンプ場

ア 窓口業務

サービスセンターにおいて、キャンプ場利用の受付、承認、料金の徴収等を行うこと。

イ 宿直業務

利用のある日には、保安のための職員1名以上をサービスセンターに宿直させること。

ウ その他

営火場を利用する場合は、事前に甲府中央消防署及び甲府市消防団千代田分団に連絡すること。

(3) 森林学習展示館及び展望休憩室

職員の常駐は必要ではないが、利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

(4) 樹木見本園

利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

(5) 鳥獣センター

- ・ 開館日は職員2名以上、休館日は職員1名以上の要員を常に鳥獣センターに配置すること。
- ・ 職員については、獣医の免許所持者又はそれに相当する職員（獣医学部卒等）を必ず1名以上配置すること。

ア 傷病鳥獣の保護業務

傷病により保護を要する鳥獣の保護を実施する。

- ・ 保護する鳥獣は、鳥獣センターに持ち込まれた鳥獣とする。通報があっても保護に出向かず、鳥獣センターへ持ち込むよう依頼すること。持ち込みが不可能の場合は、市町村又は県林務環境事務所に連絡するよう依頼すること。
- ・ 傷病鳥獣等を保護した場合は、傷病の程度により適切に手当を施し、必要に応じてリハビリの後、原則として保護をした場所に放鳥獣すること。
- ・ 専門的な治療行為が必要な場合は、民間の医療機関に依頼して行うものとする。
- ・ 保護の結果、野生復帰が困難な場合は、原則として終生飼養を検討するものとする。
- ・ 保護の結果、死亡した場合は、焼却場等において適切に焼却処分をすること。
- ・ 鳥獣を保護した場合は、保護場所、保護者、保護した鳥獣、傷病の程度、手当の経過等を記載した傷病鳥獣保護台帳を作成すること。
- ・ 過去5年間のうち保護事例のある鳥獣は別表8のとおり。
- ・ 民間の医療機関への依頼及び焼却処分の費用については、指定管理者の負担とする。

イ 飼養獣類の飼養業務

傷病鳥獣の保護により野生復帰できなくなった獣類については、施設の限度の範囲で終生飼養を行う。

- ・ 飼養獣類については、原則として1日朝夕2回程度餌を与えることとするが、各飼養獣の生態に応じた飼養をすること。
- ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
- ・ 飼養獣類のうち動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号）で規定する危険な動物については、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）に基づく飼養の許可を受けること。ただし、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合、また、その他環境省令で定める場合は、この限りではない。その他、同条例の規定を遵守して飼養を行うこと。
- ・ 現在飼養している獣類は別表9のとおり。

ウ 展示用鳥類の飼養業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、野鳥観察小屋にて展示用鳥類を飼養し利用者への展示を行う。

- ・ 展示用鳥類については、原則として1日朝夕2回程度餌を与えることとするが、各飼養鳥類の生態に応じた飼養をすること。
- ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
- ・ 現在飼養している鳥類は別表10のとおり。

エ はく製の展示・管理業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、はく製の展示を行う。

- ・ 利用者に対しては、鳥獣の生態等について説明する等可能な限り案内をすること。
- ・ はく製については、適切に維持管理すること。
- ・ 県民等からはく製の寄付の申し込みがあった場合は、原則として寄付を受けるものとする。その場合、県と事前に協議して処理を進めること。
- ・ 現在所有するはく製は、別表11のとおり。

オ 鳥インフルエンザ対応業務

県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合又は発生が見込まれた場合は、鳥インフルエンザに関する対応を行う。

- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」に基づき、傷病鳥獣への対応（隔離飼養、受入の一時停止等）、一般来場者の入場制限等の一連の対応を行うこと。

6 普及・啓発に関する業務

(1) 主催事業

ア 武田の杜

森林や自然に関する知識の習得に資するため、森林・林業体験、森林セラピー、MTB、エコパーク啓発イベント等、レクリエーション及び野外活動の機会を提供する主催事業を実施する。

- ・ 公園施設の効用を最大限に発揮できる主催事業を企画すること。
- ・ 利用者の要望を取り入れ、児童から高齢者まで参加できるような内容とすること。
- ・ 主催事業と自主事業は目的、内容において明確に区分すること。

※令和4・5・6年度の実施内容等については、別表12参照。

イ 鳥獣センター

鳥獣に関する知識の普及啓発のため、以下の主催事業を実施する。

- ・ 傷病鳥類等の速やかな保護及び野生復帰のための一時的飼養を目的として、傷病鳥類等の保護ボランティア募集を行うこと。
- ・ 傷病鳥類等の保護通報があった場合は、傷病等の程度により適切にボランティアに連絡調整を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等保護ボランティア実施要領」に定めるところによること。
- ・ 山梨県内で保護され野生復帰し難い傷病鳥類等の適正な管理に基づく終生飼養を実施するため、傷病鳥類等の里親募集を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等里親実施要領」に定めるところによること。
- ・ 傷病鳥類の飼養の方法、正しい鳥獣保護の知識等の習得のため、年数回程度、ボランティアを対象とした研修会を実施すること。
- ・ 傷病等で保護が必要な身近な鳥獣の救護の方法、鳥獣センターへの運搬方法及び鳥獣保護の正しい知識の習得のため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣救護体験教室を実施すること。
- ・ 野生鳥獣の生態への理解を深め、正しい鳥獣保護の考え方等を習得することで野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣観察会を実施すること（別表12参照）。

(2) 展示会等

鳥獣センター

- ・ 野生鳥獣に関心をもってもらうことで野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、野生鳥獣写真コンクールを実施すること。
- ・ 募集については、野生鳥獣写真コンクール募集要領による。
- ・ 審査の結果、入選者には表彰を行い、翌年度の愛鳥週間中に鳥獣写真展を開催すること。

(3) 支援事業

- ・ 小中学校の総合学習や社会教育の場としての提供、講師の派遣等を積極的に行うこと。
- ・ 施設の効用を発揮するため、主催事業等を通じ、武田の杜の活動の場として、レクリエーション、野外学習及びボランティア活動等を自主的に実施できる組織づくりに

取り組むこと。

(4) 施設の整備・充実

- ・ 案内説明板等を随時更新し、必要に応じて補充すること。

7 その他

(1) 補償対策

- ・ 指定管理者の瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、又は財物を損傷した場合は、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、山梨県と指定管理者が協議の上、対応するものとする。

(2) 保険への加入

①火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、県で加入する。

②施設賠償責任保険

指定管理者が加入する施設賠償責任保険について、その基準は下記のとおりとする。
なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる施設賠償責任保険に加入するものとする。

- ・ 賠償責任保険加入面積 遊歩道45km、園地202ha
- ・ 対人賠償 1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上
- ・ 対物賠償 1事故につき500万円以上

※特にMTBエリアについては、転倒事故や利用者同士の衝突事故等のリスクが高いため、最新の判例及び事故動向を踏まえた賠償責任保険の補償額設定を検討すること

③自動車賠償責任保険及び任意保険

指定管理者は、自動車賠償責任保険に加入するとともに、任意保険についても下記の基準により加入するものとする。

- ・ 小型貨物自動車、軽四輪貨物自動車
対人賠償 1名につき 無制限
対物賠償 1事故につき 無制限（免責金額 0円）
人身傷害：1名につき5,000万円以上

(3) 借地料

施設の敷地の一部にかかる借地料については、県が負担する。

(4) モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

期待される施策効果が発揮できているか、モニタリングを通じて評価・検証するにあたっては、次の内容を目標とする。

- ・ 有料施設（キャンプ場、デイキャンプ場）の利用件数について、前年度実績以上の達成を目標とする。

- ・ 施設利用者の満足度アンケート調査について、「満足」「どちらかといえば満足」の合計90%以上の達成を目標とする。
- ・ 森林セラピーを含む自然体験プログラムの実施回数について、過年度実施回数を確保する。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。

是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

(5) 緑化推進事業への協力

緑の知識や技術を学ぶ講座など県が行う緑化推進事業の場の提供に協力すること。

(6) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県はやまなしエネルギー環境マネジメントシステムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- ① 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- ② エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- ③ 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ④ ①の実施状況及び②の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月	
健康の森	建物	サービスセンター	木質2方向テール構造	1棟	352.37 m ²		H25. 9	
		旧サービスセンター車庫	鉄骨造	1棟	18.00 m ²	軽トラック1台分	S53. 3	
		車庫	軽量鉄鋼造	1棟	22.37 m ²		H25. 9	
		炭焼小屋倉庫	木造	1棟	9.60 m ²	4.0m*2.4m	S54. 3	
		森林学習展示館	鉄骨造	1棟	438.65 m ²	別表5	S60. 1	
		展望休憩室	木造	1棟	87.78 m ²	別表5	H02. 3	
		キャンプ場管理棟	木造	1棟	8.80 m ²	2.2m*4.0m	H11. 3	
		ログキャビン(すぎ)	木造	1棟	49.17 m ²	5人用, 流し1, パーベッキュー1	H11. 3	
		ログキャビン(からまつ)	木造	1棟	41.75 m ²	5人用, 流し1, パーベッキュー1	H11. 3	
		ログキャビン(やまゆり)	木造	1棟	58.20 m ²	10人用, 流し1, パーベッキュー2	H11. 3	
		キャンプ場炊事場(旧)	鉄骨造	1棟	46.90 m ²	水栓16, 屋外水栓2, パーベッキュー20	S53. 3	
		キャンプ場炊事場(新)	鉄骨造	1棟	38.50 m ²	水栓6, パーベッキュー3	H11. 3	
		シャワー施設	鉄骨造	1棟	50.44 m ²	温水、コイン投入式	H11. 3	
			ユニットシャワー(FRP)	3基				
			ドラム缶風呂	2個		ドラム缶		
		キャンプ場東倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m ²	テント用具収納	S53. 3	
		キャンプ場西倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m ²	炊事用具収納	S53. 3	
		野鳥観察小屋	木造	1棟	12.96 m ²	西の平	S60. 1	
		自由広場四阿	木造	1棟	22.09 m ²	4.7m*4.7m	S60. 3	
		展望台(第3駐車場)	木造	1棟	16.20 m ²		H11. 3	
	自由広場トイレ	木造	1棟	20.64 m ²		H10. 3		
	キャンプ場トイレ	鉄骨造	1棟	38.40 m ²		S53. 3		
	四阿(MTBエリア)	木造	1棟	28.98 m ²	自由広場・MTBエリア	R06. 3		
	施設	浄化槽	合併、分離嫌気ろ床担体流動方式	1基	25	人槽	新サービスセンター	H25. 9
		カーポート	アルミ製	1棟	16.20 m ²		バン1台分 3.0m*5.4m	S60. 3
		給水施設	給水管、受水槽、ポンプ、受変電設備	1式	15	m ³		H01. 10
			給水ポンプ	1基	-	-		H01. 10
				1基	-	-		R07. 3
		受変電設備		1式	20.58 m ²		自家用電気工作物・受電電圧6,600V 4.20m*4.90m	S53. 3
		外灯設備	金属造	6基	-	-	サービスセンター:2, キャンプ場:4	S55. 3
		炭焼小屋(炭焼き釜)	コンクリートブロック製	1基	14.72 m ²		炭焼き実習地 3.2m*4.6m コンクリート式六角釜	S54. 3
		簡易炭焼き器	ドラム缶	3基	-	-	炭焼き実習地	S54. 3
		浄化槽	単独、分離接触ばっ気方式	1個	35	人槽	森林学習展示館	S60. 1
		岩石園		22種類	1.4	ha	別表6	S60. 1
		森林軌道		1基	42	m	他にトロッコ2台	S60. 1
		キャンプ場		12サイト	0.7	ha		S53. 3
		デイキャンプサイト		7サイト	62.0	m ²	屋根付2、屋根無5、計7	H18. 4
		放送塔	金属造	8基	-	-	①キャンプ場 ②学習展示館(故障中) ③第1駐車場④第2駐車場 ⑤自由広場⑥やまゆりの道 ⑦P2～ログキャビンからまつ間 ⑧中の平～西の平間(故障中)	S55. 3
		営火場	耐火レンガ製	1基	24.61 m ²		第3駐車場 直径:5.6m	S53. 3
		遊歩道		20.0 km	-	-	バリアフリー歩道1.5kmを含む	S53. 3
		防水用貯水槽	FRP製	1基	40	m ³		S63. 3
		水飲場	RC造	1基	2	口	第3駐車場	S53. 3
手洗場		RC造	1基	1	口	自由広場	S60. 3	
浄化槽		合併、嫌気ろ床生物濾過方式	1個	50	人槽	キャンプ場トイレ	H12. 3	
		単独、分離接触ばっ気方式	1個	28	人槽	自由広場トイレ	H10. 3	
駐車場		アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	36	台	第一駐車場	S60. 3	
			1,200	m ²	健康の森入口			
	アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	10	台	第二駐車場			
			195	m ²	キャンプ場入口 15.0m*13.0m			
	砂利敷 区画線なし	1箇所	20	台	第三駐車場			
		600	m ²	森林学習展示館入口	S53. 3			
	アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	10	台	MTBエリア	R06. 3		
		499	m ²					
自由広場(MTBエリア)		7コース	1,197	m		R06. 3		
緑地	林間広場		3箇所	2.0	ha	①大宮山②キャンプ場 ③西の平	S60. 1	
	自由広場		1箇所	1.7	ha		S60. 3	

施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月	
樹木見本園	建物	円山四阿	木造	1棟	9.00 m ²	3.0m*3.0m	S46. 3	
		見本園四阿	木造	1棟	8.41 m ²	けやき林	S46. 3	
		見本園休憩舎	木造	1棟	34.31 m ²	グリーンアドベンチャー	S55. 12	
		見本園トイレ	ユニット	1棟	10.08 m ²	けやき林、大便器1, 3.6m*2.8m	S49. 3	
	施設	遊歩道			1.3 km	-		S55. 12
		水飲場	RC造		1基	2	口	H04. 2
		受水槽	FRP製		1基	0.3	m ³	H07. 4
		つる園アーチ	鉄骨造		6基	-	-	L=12.0m S55. 12
	緑地	樹木		270種類	-	-	別表7 県内自生種500種類の内 S55. 12	
	幹線遊歩道	建物	躑躅ヶ崎休憩舎	木造	1棟	14.90 m ²	躑躅ヶ崎園地	S56. 3
天神山休憩舎			木造	1棟	16.56 m ²	天神山園地	S57. 3	
北山休憩舎			木造	1棟	17.36 m ²	北山園地	S58. 12	
白山休憩舎			木造	1棟	13.25 m ²	白山園地	S60. 2	
深草園地トイレ			RC造	2棟	3.08 m ²	大便器2	S57. 3	
施設		遊歩道			23.6 km	-	-	幹線遊歩道22.2km (積翠寺～兜山1.4km) S57. 3
		水飲場	RC造		1基	2	口	深草園地 S57. 3
鳥獣センター	建物	管理棟（第1展示館）	RC造	1棟	369.38 m ²		S51. 6	
		車庫	鉄骨造	1棟	30.25 m ²		S51. 6	
		親子工作室	鉄骨造	1棟	40.00 m ²		S51. 6	
		雉の仲間舎		1棟	107.25 m ²		S52. 2	
		水鳥舎		1棟	16.23 m ²		S52. 2	
		水鳥舎（小屋舎）		1棟	16.23 m ²		S52. 2	
		屋外便所		1棟	6.00 m ²		故障中 S52. 3	
		第2展示館	RC造	1棟	210.38 m ²		S55. 3	
		施設	駐車場				10	台
	遊歩道					50	m	S51. 6
	木製遊具			3基				使用不可 S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1個	50	人槽		S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1個	80	人槽		S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1個	10	人槽	屋外便所用	S51. 6
	受水槽		FRP製、揚水ポンプ2基	1基	6	m ³		H21 3
	高架水槽		FRP製	1基	2	m ³		S51. 6
	フェンス			1式	70.60	m		S50. 3
	ポンプ室			1棟	8.35 m ²			S50. 3
	ボイラー室			1棟	4.34 m ²			S55. 3

施設の内の建物の詳細(用途別)

別表2

用途	名称	区域名	構造	規模		備考
				建築面積	延床面積	
管理棟・研修棟	サービスセンター	健康の森	木質2方向 ラーメン構造	352.37 m ²	352.37 m ²	事務室、研修室、休憩室
	キャンプ場管理棟		木造	8.80 m ²	8.80 m ²	イベントテント収納
	鳥獣センター管理棟(第1展示館)	鳥獣センター	RC造	369.38 m ²	369.38 m ²	事務室、展示室
	親子工作室		鉄骨造	40.00 m ²	40.00 m ²	作業室
展示棟	森林学習展示館	健康の森	鉄骨造	438.65 m ²	438.65 m ²	展示室
	展望休憩室		木造	87.78 m ²	87.78 m ²	展示室・休憩室
	鳥獣センター第2展示館	鳥獣センター	RC造	210.38 m ²	210.38 m ²	展示室
観察棟	野鳥観察小屋	健康の森	木造	12.96 m ²	12.96 m ²	林間広場(西の平)
	雉の仲間舎	鳥獣センター		107.25 m ²	107.25 m ²	
	水鳥舎			16.23 m ²	16.23 m ²	
	水鳥舎(小屋舎)			16.23 m ²	16.23 m ²	
宿泊棟	ログキャビン(すぎ)	健康の森	木造	49.17 m ²	49.17 m ²	5人用
	ログキャビン(からまつ)		木造	41.75 m ²	41.75 m ²	5人用
	ログキャビン(やまゆり)		木造	58.20 m ²	58.20 m ²	10人用
シャワー棟	シャワー施設		鉄骨造	50.44 m ²	50.44 m ²	ユニットシャワー3、 トラム缶風呂2
炊事棟	キャンプ場炊事場(旧)		鉄骨造	46.90 m ²	46.90 m ²	バーベキュー20台
	キャンプ場炊事場(新)		鉄骨造	38.50 m ²	38.50 m ²	バーベキュー3台
車庫	旧サービスセンター車庫		鉄骨造	18.00 m ²	18.00 m ²	軽トラック1台分
	サービスセンター車庫		軽量鉄鋼造	22.37 m ²	22.37 m ²	軽トラック、作業用具収納
	鳥獣センター車庫	鳥獣センター	鉄骨造	30.25 m ²	30.25 m ²	
倉庫	炭焼小屋倉庫	健康の森	木造	9.60 m ²	9.60 m ²	炭焼用具収納
	キャンプ場東倉庫		鉄骨造	11.00 m ²	11.00 m ²	テント用具収納
	キャンプ場西倉庫		鉄骨造	11.00 m ²	11.00 m ²	炊事用具収納
四阿	自由広場四阿		木造	22.09 m ²	22.09 m ²	4.7m*4.7m
	円山四阿	樹木見本園	木造	9.00 m ²	9.00 m ²	3.0m*3.0m
	見本園四阿		木造	8.41 m ²	8.41 m ²	2.9m*2.9m
	自由広場四阿(MTBエリア)	健康の森	木造	28.98 m ²	28.98 m ²	
展望台(第3駐車場)	木造		16.20 m ²	16.20 m ²	屋根無	
休憩舎	見本園休憩舎	樹木見本園	木造	34.31 m ²	34.31 m ²	
	躑躅ヶ崎休憩舎	幹線遊歩道	木造	14.90 m ²	14.90 m ²	
	天神山休憩舎		木造	16.56 m ²	16.56 m ²	
	北山休憩舎		木造	17.36 m ²	17.36 m ²	
	白山休憩舎		木造	13.25 m ²	13.25 m ²	
屋外トイレ	自由広場トイレ	健康の森	木造	20.64 m ²	20.64 m ²	身障者付
	キャンプ場トイレ		鉄骨造	38.40 m ²	38.40 m ²	
	見本園トイレ	樹木見本園	ユニット	10.08 m ²	10.08 m ²	3.6m*2.8m(0.9m*1.0m)
	屋外トイレ	鳥獣センター		6.00 m ²	6.00 m ²	故障中
	深草園地トイレ	幹線遊歩道	RC造	3.08 m ²	3.08 m ²	

施設・緑地の管理業務

別表3

分類	作業の種類		法令上の 頻度	実施頻度	数量		単位	時期	規格	備考
施設	園内巡視及び清掃	健康の森内遊歩道	-	12回/年		18.5	km	通年		
		幹線遊歩道	-	6回/年		23.6	km	通年		
		樹木見本園	-	6回/年		1.34	km	通年		
		バリアフリー歩道	-	12回/年		1.5	km	通年		
		MTBエリア	-	24回/年		1	箇所	通年		各コース
	清掃	サービスセンター (トイ含)	-	12回/年	小便器	4	個	通年	男:小3,大1,手洗い1 女:大3 多目的:小1,大1,手 洗1	労働安全衛生法第 23条に基づく。規 則第619条第1項
			-	大便器	5	個				
		森林学習展示館 (トイ含)	-	8回/年	小便器	3	個	3月~10月	男:小3,大2,手洗2, 流し1,女:大2,手洗 2,身障者:大1	
			-	大便器	5	個				
		展望休憩室(トイ含)	-	8回/年	大便器	1	個	3月~10月	男女兼用:大1,手洗1	
		自由広場トイレ	-	12回/年	小便器	2	個	通年	男:小2,大1,手洗1, 女:大2,手洗1,身障 者:大1,手洗1	
			-		大便器	4	個			
		キャンプ場トイレ	-	6回/年	小便器	4	個	5月~10月	男:小4,大3,手洗4, 女:大5,手洗4	
			-		大便器	8	個			
		幹線遊歩道 深草園地内トイレ	-	2回/年		2	個	通年		
	樹木見本園内トイレ	-	2回/年		1	個	通年			
	デイキャンプサイ ト	-	利用時		5	台	通年			
	鳥獣センター第1及 び第2展示館	-	6回/年		1	式	通年	鳥獣センター577㎡(屋 外トイ含む) 鳥獣センターガラス174㎡		
	建築物の定期点検	森林学習展示館、 鳥獣センター管理 棟及び第2展示館	1回/3年	1回/3年				9月		
	建築設備定期点検	森林学習展示館、 鳥獣センター管理 棟及び第2展示館	1回/年	1回/年				9月		
	受水槽清掃	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽	1	基	2月	受水槽(15m3,FRP), ポンプ2基,口径40	水道法第34条の2 第1項に基づく。 施行規則第55条
			1回/年	1回/年	受水槽	1	基	3月	容量300L,FRP	水道法第34条の2 第1項に基づく。 施行規則第55条
			1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1 1	基	2月	受水槽(6m3,FRP) 高架水槽2t	水道法第34条の2 第1項に基づく。 施行規則第55条
	簡易専用水道 水質検査	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽	1	基	5月	受水槽(15m3,FRP)	水道法第34条の2 第2項に基づく。 施行規則第56条
			1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1 1	基	7月	受水槽(21L,FRP) 高置水槽(2L,FRP)	水道法第34条の2 第2項に基づく。 施行規則第56条
	浄化槽保守点検	サービスセンター	2回以上/ 年	6回/年	浄化槽	1	基	5,7,9,11,1,3月	合併、分離嫌気ろ 床、25人槽	浄化槽法第10条に 基づく。施行規則 第6条2項
		自由広場トイレ	4回以上/ 年	6回/年		1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、分離接触ばっ 気、28人槽	
		キャンプ場トイレ	4回以上/ 年	4回/年		1	基	5,7,9,11月	合併、嫌気ろ床生物 濾過、50人槽	
		森林学習展示館	4回以上/ 年	5回/年		1	基	5,7,9,11,1月	単独、分離接触ばっ 気、35人槽	
		鳥獣センター第1展 示館	4回以上/ 年	6回/年		1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、 50人槽	
		鳥獣センター第2展 示館	4回以上/ 年			1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、 80人槽	
		鳥獣センター野外 トイレ	2回以上/ 年			1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、 10人槽	
浄化槽清掃	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5	基	6月		浄化槽法第10条に 基づく。	
	鳥獣センター			3	基	6月				
浄化槽水質検査	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5	基	11月		浄化槽法第11条に 基づく。	
	鳥獣センター			3	基	10月				

施設・緑地の管理業務

別表3

分類	作業の種類		法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
施設	消防設備点検	サビセンター、森林学習展示館、展望休憩室、ログキャビン	1回/年	1回/年		1式	3月		消防法第17条の3の3に基づく。施行規則第31条の6第2項
		鳥獣センター・第1及び第2展示館	1回/年	1回/年		1式	3月	受信機2、感知器18、煙感知、発信器、音響装置、表示灯(各1)、誘導灯3	
	電気設備点検	サビセンター、森林学習展示館	12回/年	12回/年		1式	毎月	自家用電気工作物(設備容量60KVA、受電電圧6,600V)	告示第249号(H15.7月経済産業省)
	LPガス設備点検	サビセンター、コインシャワー	1回以上/4年	1回/4年	LPガス	2基	奇数年の8月		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条第1項第1号に基づく。施行規則第36条
鳥獣センター		1回以上/4年	1回/4年	2基		偶数年の8月			
緑地	清掃	林間広場	-	1回以上/週		12,500㎡	通年(巡回時(週1回以上))	大宮山、キャンプ場	キャンプ場7,000㎡、大宮山5,500㎡、西の平6,000㎡
		林間広場	-	1回以上/週		6,000㎡	通年(巡回時(週1回以上))	西の平	
		自由広場	-	1回以上/週		8,500㎡	通年(巡回時(週1回以上))	木の体験広場	
		彼岸桜広場	-	1回以上/週		2,700㎡	通年(巡回時(週1回以上))		
		森林学習展示館周辺	-	毎日		3,000㎡	通年		
		鳥獣センター	-	毎日		10,000㎡	通年		
		躑躅ヶ崎園地、北山園地	-	1回以上/月		1,200㎡	通年(巡回時(月1回以上))		
		樹木見本園内遊歩道	-	1回以上/月		1.3km	通年(巡回時(月1回以上))		
		健康の森内遊歩道	-	1回以上/週		18.5km	通年(巡回時(週1回以上))		
		幹線遊歩道	-	随時		23.6km	通年		
		バリアフリー歩道	-	1回以上/週		1.5km	通年(巡回時(週1回以上))	展望台を含む	
	バリアフリー歩道維持補修	バリアフリー歩道	-	随時		1.5km	通年	展望台を含む	
	MTBエリア維持補修	MTBエリア	-	随時		1箇所	通年		各コース
	草刈	林間広場	-	4回/年		12,500㎡	6,7,8,10月	大宮山、キャンプ場	キャンプ場7,000㎡、大宮山5,500㎡、西の平6,000㎡
			-	2回/年		6,000㎡	7,8,9月	西の平	
		自由広場	-	4回/年		8,500㎡	4,6,8,10月	木の体験広場	
			-	1回/年		140㎡	7月	MTB林間コース	
		彼岸桜広場	-	2回/年		2,700㎡	6,8月		
		森林学習展示館周辺	-	2回/年		3,000㎡	6,8月		
		鳥獣センター	-	2回/年		10,000㎡	6~9月		
躑躅ヶ崎園地、北山園地		-	4回/年		1,200㎡	4,6,8,10月			
樹木見本園内遊歩道		-	2回/年		1,300㎡	6,8月	延長1.3km 刈幅1.0m(道の両脇)		
幹線遊歩道		-	2回/年		23,600㎡	6,8月	延長23.6km 刈幅1.0m(道の両脇)		
健康の森内遊歩道		-	2回/年		18,500㎡	6,8月	延長18.5km 刈幅1.0m(道の両脇)		
バリアフリー歩道		-	2回/年		15,000㎡	6,8月	延長1.5km 展望台を含む		

施設・緑地の管理業務

別表 3

分類	作業の種類		法令上の 頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
緑地	剪定	旧サニタリーセンター周辺	-	1回/年		930	m ²	適期	
		キャンプ場周辺	-	1回/年		100	m ²	適期	
		学習展示館周辺	-	1回/年		390	m ²	適期	
		自由広場周辺	-	1回/年		400	m ²	適期	
		健康の森入口	-	1回/年		10	m ²	適期	
		みゆきの森周辺	-	1回/年		120	m ²	適期	
		樹木見本園	-	1回/年		60	m ²	適期	
		幹線遊歩道	-	1回/年		100	m ²	適期	躑躅ヶ崎園地、 北山園地
		野鳥観察小屋周辺 生垣	-	1回/年		80	m	適期	
		鳥獣センター	-	1回/年		50	m ²	適期	
緑地	冬囲	樹木見本園	-	1回/年		3	本	12月	ソテツ
	倒木整理	健康の森	-	随時		18.5	km	通年	
		樹木見本園	-	随時		1.3	km	通年	
		幹線遊歩道	-	随時		23.6	km	通年	
		バリアフリー歩道	-	随時		1.5	km	通年	
MTBエリア		-	随時		1	箇所	通年	各コース	
備品	車両維持管理 (日常点検)		-	1回/週			通年		
	車両維持管理 (車検)		-	1回/年			12月		
	備品全般管理 (台帳確認)		-	随時			通年		

備品一覧表

別表 4

No	品名	数量	計	規格	機種	使用場所
1	カルタ取り台	1	1		ソニー I B M	森林学習展示館
2	グラフィックカルタ	1	1		ソニー 木の葉カルタ	森林学習展示館
3	黒板	2	2	188×176 板面180×90	回転式BBR-34GG	森林学習展示館
4	コンピューターソフト	2	2		ソニー I B M パソコンイブ神々の森	森林学習展示館
	下刈機	1	1		肩掛け式 30CC エンジン式	車庫
5	書庫	1	3	3尺×3尺	コクヨ 引き戸式 (鋼製)	サービスセンター
		1		3尺×3尺	コクヨ 引き戸式 (鋼製)	
		1		3尺×3尺	コクヨ 引き戸式 (鋼製)	
6	チェンソー	3	3		新ダイワ E394	車庫
7	テレビ	1	1		ソニー カラーテレビKV27AX	森林学習展示館
8	テント	5	25		小川テント OT-638(8人用)	キャンプ場
		10			小川テント OT-635(5人用)	
		10			小川テント A型3628	
9	ビデオブース	2	2		ソニー	森林学習展示館
10	ビデオ装置	1	1		東芝 A505, ST	サービスセンター
11	木工用具セット	5	19		マキタ	森林学習展示館
12	ホワイトボード	1	1		コクヨ BB-R936AWW	サービスセンター
13	ペレットストーブ	1	1		1850~7000kcal/h	サービスセンター
14	会議テーブル	2	2		コクヨ BT-506P1M	サービスセンター
15	応接テーブル	1	1			展望休憩室
16	草刈機	2	2		新ダイワ R232T-2	車庫
17	健康の森インフォメーションマップ	1	1			森林学習展示館
18	雑椅子	6	6		木製 角(丸)椅子	展望休憩室
19	測高機	1	1		デンドロメーター2型	サービスセンター
20	測量器械保管庫	1	1		B1	サービスセンター
	大工道具セット	5	5		11点セット	サービスセンター
21	天幕(キャンプ場管理小屋)	1	1	3600×6400		キャンプ場
22	野鳥歳時記	1	1			森林学習展示館
23	冷蔵庫	1	2		サンヨー SR-26U(S)	ログキャビン
24	小型貨物自動車	1	1		日産 エクストレイル 山梨300め8444	車庫
25	軽四輪貨物自動車	1	1		スズキ キャリー 山梨480す5796	車庫
26	薪割機	1	1		ホンダ EX160 5.5	炭焼き小屋
27	A E D	1	1		日本光電工業株 AED-3100NX 二相性波形	サービスセンター
28	下駄箱	1	1		コクヨ シュスホックス6列4段 SX-64TF1N	サービスセンター
29	パンフレットスタンド	1	2		コクヨ ZR-PS203	サービスセンター
		1				森林学習展示館
30	戸棚スクールロッカー(ハイタイプ)	1	1		コクヨ SLK-HT9LF1	サービスセンター
31	ノンボルト中量ラック	3	6	1800×600	コクヨ 基本 MM-A07625F1N	サービスセンター
		1			コクヨ 増連 MM-CA07625F1N	
		1		1200×600	コクヨ 基本 MM-AW07425F1N 壁固定器具・トップブレース各1個を含む	
		1			コクヨ 増連 MM-CAW07425F1N 壁固定器具・トップブレース各1個を含む	
32	投影機 プロジェクター	1	1		エプソン EB-900	サービスセンター
33	映写機用器具プロジェクタースクリーン	1	1		エプソン ELPSC29	サービスセンター
34	映像装置	1			86型モニター及び周辺機器	サービスセンター
35	ノートPC	2			ASUS Laptop 15 X545FA	サービスセンター
36	甲武信ユネスコエコパークジオラマ	1	1		縦900mm×横1350mm×高さ750mm	サービスセンター
37	甲武信ユネスコエコパーク紹介パネル	1	1		54枚	サービスセンター
38	甲武信ユネスコエコパーク表札	1	1		W1500×H300×D30	サービスセンター
39	パンフレットスタンド	2	2		エヌケー PSR-C310-GR	サービスセンター
40	A型看板	2	2		B2 片面 アルミスタンド	サービスセンター
41	サインスタンド	1	1		A3 ジョイントテックス754-619	サービスセンター
42	パーテーション	9	9		木目ナチュラルウッド PW1218NW	サービスセンター
43	電話台	2	2		コクヨ TT-12TN	サービスセンター
44	自動検温装置	1	1		大一産業 65-0585-98 6式	サービスセンター
45	プロワ-	1	1		STIHL BR700 (背負い式)	サービスセンター

備品相当品一覧表

別表 4

No	品名	数量	計	規格	機種	保管場所
1	一輪車	2	2		作業用浅型	車庫
2	運搬車	1	1		4輪手押し車	サービスセンター
3	傘立	2	2		プラス 45型	サービスセンター
4	簡易炭焼釜	3	3			炭焼き小屋
5	更衣ロッカー	3	4		コクヨ 2連2号	サービスセンター
		1				自由広場トイレ
6	背負子	1	1		アルミ合金製 BB-006	車庫
7	書庫	1	15	3尺×3尺	プラス 引き戸式 (鋼製)	サービスセンター
		2		3尺×3尺	コクヨ ガラス引き戸	
		1		3尺×3尺	プラス SG503R ガラス引戸	
		1		3尺×6尺	ウチダ SG503R ガラス引戸	
		1		880×880	コクヨ 引出し	森林学習展示館
		1		1600×900	プラス ガラス引き戸	
		1		1400×900		
		1		1500×900	鋼製引き戸	
8	スチール書庫	1	1	5尺×3尺	コクヨ S-535-GF1 ガラス引戸	サービスセンター
9	スポルテングスコープ	2	2		ビクセン 25x50m/m	サービスセンター
10	スポルテングスコープ脚	2	2		ハクバ、スリック	サービスセンター
11	双眼鏡	1	6		ビクセン 7x50	サービスセンター
		5			ペンタックス 9x21 UCF mini	
12	担架	1	1		YS-40A 布製	サービスセンター
13	テーブル	1	1		木製 (大)	展望休憩室
14	測高竿	1	1		検測 SK-3026 12M/M	サービスセンター
15	はしご	1	1		枝打用 (5m用) アルミ製	車庫
16	フライシート	15	30		小川テント OT-725 (5人用)	キャンプ場
		5			小川テント OT-728 (8人用)	
		10			小川テント 3748 (8人用)	
17	応接用テーブル	1	1		コクヨ ベーシス NT-370P1CN	サービスセンター
18	応接椅子	2	4		コクヨ サリバン2 CE-300VR02	サービスセンター
		2			布製1組	森林学習展示館
19	休憩テーブル	8	8		コクヨ BT-10-19	森林学習展示館
		1				サービスセンター
20	成長錐	2	2		スウェーデン製40cm	サービスセンター
21	陳列台	4	4			展望休憩室
22	冷蔵庫	1	2		日立 R86-A	サービスセンター
23	切断機	1	1			サービスセンター
24	脚立	1	1	15尺		森林学習展示館
25	軽量ラック	1	2	1800×300	コクヨ MI-7615N 壁固定器具2個を含む	サービスセンター
		1		1500×450	コクヨ MI-7555N 壁固定器具2個を含む	
26	チェアポーター	2	2		コクヨ CP-890N3	サービスセンター
27	パーテーション	1			ログクラフト協同組合 W1000×H1600 レガシー材	サービスセンター
28	レガシー材展示用掲示板	1			ログクラフト協同組合 W600×H400 レガシー材	森林学習展示館
29	ベンチ	1			ログクラフト協同組合 W1200×H400×D400 レガシー材	森林学習展示館
30	ヘッジトリマー	1	1		STIRL HAS-56	サービスセンター
31	MTB	1	1	26インチ	MERIDA MATTS 6.5-V	サービスセンター

展示（学習展示館）

別表5

類別	内容	備考
山梨県地形模型	富士箱根伊豆国立公園・富士山・富士五湖、上野原林業地、カラマツ人工林、身延山、県立四尾連湖自然公園・四尾連湖、八ヶ岳中信高原国立公園・八ヶ岳、清里高原、秩父多摩甲斐国立公園・西沢渓谷・瑞牆山、山梨県立武田の杜・健康の森(現在地)、秩父多摩国立公園・昇仙峡、南アルプス国立公園・白根三山・白鳳渓谷、県立南アルプス巨摩自然公園・楡形山、富士川林業地 16箇所	スイッチプレート・T3アクリル・ユナイト、地形模型 1/65000
壁面レリーフ	タイトル「森と生命」（製作者 田中不二）古くから人々は、森を信仰の対象として守り、自然の象徴として木を育て、森とともに生きてきました。地球の緑を支えることは、自然環境の保全に役立ち、自然の生態系を守ることにあります。この考えを一本の苗木、若い男女、その周辺の動物の姿に表し、自然を守ることの大切さを表現したレリーフです。	アルフォット250*250
健康の森インフォメーションマップ	健康の森のまわりには、豊かな自然がいっぱい。花や鳥や虫を見つけたら、ペンで地図に書き込んでみよう。	W=1800, H=900
県の花・鳥・木・獣	フジザクラ、ウグイス、カエデ、カモシカ	プリントフィルム300*450 白抜き文字
市町村の木	ヤエザクラ(大月市)、カシ(甲府市、竜王町)、サクラ(牧丘町、豊富村、六郷町、白根町、若草町、甲西町)、シラカンバ(富士吉田市、韮崎市、大和村、芦川村、須玉町、長坂町)、モミ(塩山市)、アカマツ(都留市、一宮町、三珠町、下部町、敷島町、高根町、小淵沢町、白州町、市川大門町、西桂町、足和田村)、マツ(山梨市、御坂町、八代町、増穂町、楡形町、大泉村、武川村)、モクセイ(春日居町、境川村)、クリ(三富町)、ブドウ(勝沼町)、ナンテン(中富町)、クロマツ(石和町)、カエデ(中道町、鰍沢町)、カリン(白根町)、フジザクラ(上九一色村、勝山村)、カツラ(早川町)、シダレザクラ(身延町)、ヒノキ(南部町、秋山村、小菅村)、スギ(富沢町、道志村)、ウメ(玉穂町)、オトメツバキ(昭和町)、ヒマラヤスギ(田富町)、ヨシノザクラ(八田村)、ゴヨウマツ(芦安村)、センダン(双葉町)、ヤマザクラ(明野村)、イチイ(忍野村、山中湖村、鳴沢村)、レンゲツツジ(河口湖町)、ヤマモミジ(上野原町)、ブナ(丹波山村)	プリントフィルム130*160白抜き文字30枚
山梨県の天然記念物	燕岩岩脈(甲府市)、万休院の舞鶴マツ(武川村)、上野原の大ケヤキ(上野原町)、美し森の大ヤマツツジ(大泉村)、山中のハリモミ純林(山中湖村)、富士浅間神社の大スギ(富士吉田市)、竜宮洞穴(足和田村)、氷室神社の大スギ(増穂町)、三恵の大ケヤキ(若草町)、富士山御庭のカラマツ変形樹	プリントフィルム245*320 白抜き文字 10枚
山梨県の森林(垂直分布)	山麓帯(～500m):暖帯常緑広葉樹林シラカシ、タブノキ、ヤブツバキ、山地帯(～1600m):温帯落葉広葉樹林ミズナラ、ブナ、コミネカエデ、亜高山帯(～2500m):亜寒帯針葉樹林シラベ、シャクナゲ、ダケカンバ、高山帯(2500m～):ハイマツ群落・高山草原ハイマツ、チシマギキョウ、ミネウスユキソウ	プリントフィルム245*320 白抜き文字

展示（学習展示館）

別表 5

類別	内容	備考
地形ジオラマとマルチスライド	ボタンを押すと、ビデオ「山と森に抱かれて」が上映される。(上映時間8分)、ジオラマ:夜叉神峠、清里高原、国師ヶ岳夢の庭園	プロジェクタースタートスイッチプレート/50*450T3アクリル
森林のはたらき	森林は緑の総合資源①水をたくわえる②水害を防ぐ③風を防ぐ④山くずれを防ぐ⑤やすらぎを与える	300*250、5枚
山梨県の地質	地質上に各岩石の産地をプレート表示。①砂岩、泥岩互層②凝灰角礫岩(グリーンタフ)、③粘板岩、砂岩互層④チャート⑤青木ヶ原丸尾玄武岩質溶岩流⑥権現岳複輝石安山岩⑦凝灰角礫岩⑧徳和型花こう閃緑岩	岩石産地プレート8箇所/20*200*2骨白アクリル
山梨県の森林の歩み	戦国時代から昭和に至るまで、県有林の歴史と現状について紹介する。戦国時代:甲斐の山林制度の祖武田信玄公、川除林として有名な万力林、徳川時代:入会山の制度、御国山川掟(おんこくやまかわおきて)、元禄元年(1688)の甲斐の国絵図、徳川時代から保護されてきた社寺有林、明治・大正・昭和:謝恩碑、山村の荒廃と明治40、43年の大水害、明治44年入会御料地の御下賜、昭和20年頃の山作業風景、御沙汰書(明治44年)、昭和25年4月4日天皇陛下ご臨席のもとで行われた第1回植樹祭、第1回全国植樹祭ご臨席の後、舞鶴城謝恩碑前にご到着の天皇陛下、昭和30年に完成した夜叉神トンネル(野呂川林道)	樹種:スギ、樹令166年、産地:南巨摩郡早川町赤沢七面山参道、樹高29m、胸高直径98cm、材積7.53m ³ :1797年(寛政9年)甲府学問所ができた(官学のはじまり)から1982年(昭和57年)の中央自動車道全通までの歴史を年輪とともに紹介。
現代の森林と私たち	天子湖、精進ヶ滝、櫛形町、大樺沢、武田の杜遊歩道、上野原町、上九一色村	
木の文化	法隆寺、猿橋(大月市)、国宝大善寺(勝沼町)、高野家住宅(塩山市)、久遠寺(身延町)、善光寺(甲府市)、恵林寺(塩山市)	ヒノキ材
木のよさ	①軽くて強い②加工しやすい③長持ちする④住みごこちがよい⑤音をやわらげる⑥肌ざわりがよい	サクラ材
木材の利用	紙製品、楽器、建築材、集成材、運動具、パーティクルボード	マツ材
山のめぐみ	シイタケ、クリ、シメジ、タケノコ、ワサビ、ワラビ	スギ材
愛林日行幸啓記念	皇太子殿下をお迎えしての健康の森視察における写真展示(H2.10月)	パネル5枚
平林のウス、道具	ウス(樹種:ケヤキ、樹齢約100年)、かすがい、かたづる、つるはし、バール、ジंकロ、ピーター、ハンドボール、ゲージ	
実体鏡	山梨県の山岳地形を航空写真を用いて立体視する。	
木の葉のカルタとり	健康の森で見られる主な樹木30種程度の葉から、樹種や樹形、花、実などについて調べることができ	W=1150, H=850 マルチスキャン、ソニー17GS
コンピュータ野鳥図鑑	日本で見られる257種類の野鳥について調べることができるコンピュータ図鑑	W=1150, H=850 マルチスキャン、ソニー17GS
森のクイズ教室	Q&Aクイズ 神々の森	マルチスキャン、ソニー17GS、2台
標本	樹齢240年の天然カラマツ、樹齢380年のトウヒ、樹齢365年のダケカンバ	

展示（学習展示館）

別表 5

類別	内容	備考
ビデオブース (ソニー、トリニトロ ン2台)	野鳥図鑑①大空の狩人たち	35分
	野鳥図鑑②森と溪流の鳥たち	35分
	野鳥図鑑③美しき歌い手たち	31分
	野鳥図鑑④林や草原の鳥たち	32分
	野鳥図鑑⑤北からの渡り鳥	32分
ビデオブース (ソニー、トリニトロ ン2台)	野鳥図鑑⑥海に舞う鳥たち	34分
	野鳥図鑑⑦水辺の貴婦人たち	32分
	高山植物	45分
	ヘリコプター特撮 日本アルプスを飛ぶ 南アルプス	45分
	日本百名山 雲取山/甲武信岳/金峰山/瑞牆山/大菩薩山	55分
	日本百名山 恵那山/甲斐駒ヶ岳/仙丈岳/鳳凰山/北岳	55分
	わくわくビデオ図鑑 カブトムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 クワガタムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 ミツバチ	25分
	わくわくビデオ図鑑 カタツムリ	25分
	水と森林	18分
	森のサイエンスシリーズ①森林と地球	30分
	森のサイエンスシリーズ②森林の生態	30分
	森のサイエンスシリーズ③森林と人間 日本人と木の文化	30分
	森のサイエンスシリーズ④森林には生命の音がする	30分
森の恵みパート1	12分	
森の恵みパート2	14分	
いろいろな木	かたい木～やわらかい木(シタン、アカガシ、イタヤカエデ、ヒノキ、スギ、キリ、バルサ)、姿は?比重は?音は?用途は?	280*280 7枚
美しい自然を後世に伝えるために	未来をになう人びと、貴重な植物、動物(お花畑、アヤマの高原、ライチョウ、青木ヶ原樹海、オオムラサキ、シカ、レンゲツツジ群落)	

展示（展望休憩室）

別表 5

岩石標本(200*200)

	岩石名	産地
1	凝灰角礫岩	白根町駒場
2	褐色凝灰角礫岩	鯉沢町不動滝
3	含石灰岩輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
4	チョコレート色輝緑凝灰岩	芦安村広河原
5	細粒硬質砂岩	早川町角瀬
6	茶褐色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
7	暗褐色凝灰岩	鯉沢町十谷
8	粘板岩	早川町雨畑
9	黒色シルト岩	芦安村広河原
10	赤色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
11	含礫輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
12	プロピライト(変朽安山岩)	鯉沢町不動滝
13	粗粒砂岩	武川村中山
14	含化石砂礫岩	中富町遅沢
15	礫岩と砂岩の互層	中富町遅沢
16	複輝石安山岩(片山)	甲府市山宮町片山
17	複輝石安山岩(八ヶ岳火山)	大泉村石堂
18	黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市仙ヶ滝
19	中粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
20	粗粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
21	チャート(珪岩)	芦安村広河原
22	玄武岩(青木ヶ原)	足和田村
23	玄武岩(剣丸尾)	河口湖町
24	石灰岩(白州町)	北巨摩郡白州町

樹木標本(パネル220*270、種子)

1	シラカンバ	11	ヤマウルシ
2	クリ	12	ホオノキ
3	ミズナラ	13	トチノキ
4	クヌギ	14	カヤ
5	オニグルミ	15	シラベ
6	コブシ	16	ウラジロモミ
7	イロハカエデ	17	カラマツ
8	キリ	18	アカマツ
9	コナラ	19	ヒノキ
10	ミズキ	20	スギ

その他展示品

郷土の民芸品	吉田の火祭り
	甲府の土鈴
	甲斐のワラ駒
	甲州だるま
	親子だるま
	カナカンブツ
郷土の木工品、和紙、茶炭	

園地（岩石園）

別表 6

番号	岩石名	分布	時代区分	分類
1	ぎょうかいかくれきがん 凝灰角礫岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	堆積岩
2	かっしょくぎょうかいかくれきがん 褐色凝灰角礫岩	〃	〃	〃
3	がんせきかいがん きりよくぎょうかいがん 含石灰岩輝緑凝灰岩	南アルプス、関東山地	古期	〃
4	いろ きりよくぎょうかいがん チョコレート色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
5	さいりゅうこうしつ さがん 細粒硬質砂岩	〃	〃	〃
6	ちやかっしょく きりよくぎょうかいがん 茶褐色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
7	あんかっしょくぎょうかいがん 暗褐色凝灰岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	〃
8	ねんばんがん あまはたすずりせきざい 粘板岩(雨畑硯石材)	南アルプス	古期	〃
9	こくしょく がん 黒色シルト岩	南アルプス、関東山地	〃	〃
10	せきしょく きりよくぎょうかいがん 赤色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
11	がんれき きりよくぎょうかいがん 含礫輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
12	へんきゅうあんざんがん プロピライト(変朽安山岩)	巨摩山地、御坂山地	中期	変成岩
13	そりゅう さがん 粗粒砂岩	〃	〃	堆積岩
14	がんかせき されきがん かせきしょう 含化石砂礫岩(化石床)	身延町小原島	〃	〃
15	れきがん さがん ごそう 礫岩と砂岩の互層	巨摩山地、御坂山地	〃	〃
16	ふくき せきあんざんがん かたやま 複輝石安山岩(片山)	甲府市健康の森(片山)	〃	火成岩
17	ふくき せきあんざんがん 複輝石安山岩	八ヶ岳火山	新期	〃
18	こくうんも かこうがん みたけ 黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市御岳町	古期	〃
19	ちゅうりゅうか こうせんりよくがん 中粒花崗閃緑岩	関東山地(裂石)	〃	〃
20	そりゅうか こうせんりよくがん 粗粒花崗閃緑岩	〃	〃	〃
21	けいがん チャート(珪岩)	南アルプス、関東山地	〃	堆積岩
22	げんぶがん ふじょうがん 玄武岩(富士溶岩)	富士火山	新期	火成岩

古期: 秩父系(1億8千万年以前) 四万十統(1億8千万年～3000万年前)

中期: 新第3紀(2500万年～200万年前)

新期: 第4紀(200万年前～現在まで)

園地（樹木見本園）

別表 7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
1	カエデ	カエデ	ウリハダカエデ	60	クスノキ	シロダモ	シロダモ
2	カエデ	カエデ	ホソエカエデ	61	ニレ	エノキ	エノキ
3	カエデ	カエデ	テツカエデ	62	ニレ	エノキ	エゾエノキ
4	カエデ	カエデ	エンコウカエデ	63	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
5	カエデ	カエデ	イタヤカエデ	64	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
6	カエデ	カエデ	カラコギカエデ	65	ニレ	ニレ	オヒョウ
7	カエデ	カエデ	コハウチワカエデ	66	ニレ	ニレ	ハルニレ
8	カエデ	カエデ	ヤマシバカエデ	67	ニレ	ニレ	コブニレ
9	カエデ	カエデ	ヒトツバカエデ	68	クワ	コウゾ	コウゾ
10	カエデ	カエデ	カジカエデ	69	クワ	クワ	ヤマグワ
11	カエデ	カエデ	アサノハカエデ	70	クワ	コウゾ	カジノキ
12	カエデ	カエデ	メグスリノキ	71	ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ
13	カエデ	カエデ	ミツデカエデ	72	カツラ	カツラ	カツラ
14	カエデ	カエデ	オオイタヤメイゲツ	73	カツラ	カツラ	ヒロハカツラ
15	カエデ	カエデ	ウリカエデ	74	メギ	ナンテン	ナンテン
16	マツ	マツ	クロマツ	75	メギ	メギ	メギ
17	マツ	マツ	アカマツ	76	モクレン	シキミ	シキミ
18	マツ	モミ	モミ	77	モクレン	モクレン	ホオノキ
19	マツ	トウヒ	ハリモミ	78	モクレン	モクレン	コブシ
20	マツ	モミ	ウラジロモミ	79	クスノキ	タブノキ	タブノキ
21	マツ	トウヒ	イラモミ	80	クスノキ	クスノキ	ヤブニッケイ
22	マツ	マツ	ゴヨウマツ	81	クスノキ	クロモジ	ヤマコウバシ
23	マツ	マツ	チョウセンマツ	82	クスノキ	クロモジ	ダンコウバイ
24	マツ	ツガ	ツガ	83	クスノキ	シロモジ	アブラチャン
25	マツ	トウヒ	トウヒ	84	クスノキ	シロモジ	カナクギノキ
26	イチイ	イチイ	イチイ	85	ユキノシタ	アジサイ	タマアジサイ
27	イチイ	カヤ	カヤ	86	ユキノシタ	ウツギ	マルバウツギ
28	イヌガヤ	イヌガヤ	イヌガヤ	87	ユキノシタ	アジサイ	ノリウツギ
29	スギ	スギ	スギ	88	ユキノシタ	アジサイ	コアジサイ
30	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	89	ユキノシタ	アジサイ	ヤマアジサイ
31	ヒノキ	ヒノキ	サワラ	90	ユキノシタ	アジサイ	ガクウツギ
32	ヒノキ	ビャクシン	ネズミサシ	91	ユキノシタ	バイカウツギ	バイカウツギ
33	ヒノキ	クロベ	ネズコ	92	ユキノシタ	ウツギ	ウツギ
34	ブナ	シイノキ	スタジイ	93	ユキノシタ	ウツギ	ウメウツギ
35	ブナ	コナラ	アカガシ	94	ユキノシタ	ウツギ	ヒメウツギ
36	ブナ	コナラ	アラカシ	95	ユキノシタ	イワガラミ	イワガラミ
37	ブナ	コナラ	ウラジロガシ	96	マメ	サイカチ	サイカチ
38	ブナ	コナラ	シラカシ	97	マメ	ネムノキ	ネムノキ
39	ブナ	コナラ	ツクバネガシ	98	マメ	ハリエンジュ	ハリエンジュ
40	ブナ	コナラ	クヌギ	99	マメ	フジキ	フジキ
41	ブナ	コナラ	アベマキ	100	モクレン	サネカズラ	サネカズラ
42	ブナ	クリ	クリ	101	バラ	ナナカマド	アズキナシ
43	ブナ	コナラ	ミズナラ	102	バラ	コゴメウツギ	カナウツギ
44	ブナ	ブナ	ブナ	103	バラ	リンゴ	ズミ
45	ブナ	ブナ	イヌブナ	104	バラ	バラ	ノイバラ
46	ブナ	コナラ	コナラ	105	バラ	コゴメウツギ	コゴメウツギ
47	カバノキ	ハンノキ	ヤマハンノキ	106	バラ	シモツケ	シモツケ
48	カバノキ	アサダ	アサダ	107	バラ	バラ	サンショウバラ
49	カバノキ	クマシデ	アカシデ	108	バラ	シモツケ	アイズシモツケ
50	カバノキ	クマシデ	イヌシデ	109	バラ	ザイフリボク	ザイフリボク
51	カバノキ	ハシバミ	ツノハシバミ	110	バラ	サクラ	ヤマザクラ
52	カバノキ	カバノキ	オノオレカンバ	111	バラ	サクラ	カスミザクラ
53	カバノキ	カバノキ	ヤエガワカンバ	112	バラ	サクラ	オオヤマザクラ
54	カバノキ	クマシデ	クマシデ	113	バラ	サクラ	ウワミズザクラ
55	カバノキ	クマシデ	サワシバ	114	バラ	サクラ	イヌザクラ
56	カバノキ	カバノキ	ミズメ	115	バラ	シモツケ	コデマリ
57	カバノキ	カバノキ	ネコシデ	116	バラ	サクラ	ミヤマザクラ
58	フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ	117	バラ	カマツカ	カマツカ
59	クスノキ	カゴノキ	カゴノキ	118	バラ	ナナカマド	ウラジロノキ

園地（樹木見本園）

別表 7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
119	ウルシ	ウルシ	スルデ	169	モチノキ	モチノキ	ツルツゲ
120	ウルシ	ウルシ	ヤマハゼ	170	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
121	ミツバウツギ	ミツバウツギ	ゴンズイ	171	イネ	ササ	ササ
122	ミツバウツギ	ミツバウツギ	ミツバウツギ	172	ニシキギ	ニシキギ	マユミ
123	トチノキ	トチノキ	トチノキ	173	ニシキギ	ニシキギ	ツリバナ
124	ムクロジ	ムクロジ	ムクロジ	174	アワブキ	アワブキ	アワブキ
125	ムクロジ	ムクロジ	モクゲンジ	175	ツバキ	サカキ	サカキ
126	クロウメモドキ	ナツメ	ケンボナシ	176	ツバキ	ヒサカキ	ヒサカキ
127	クロウメモドキ	クロウメモドキ	クロツバラ	177	ツバキ	ツバキ	チャノキ
128	クロウメモドキ	クマヤナギ	クマヤナギ	178	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ
129	シナノキ	シナノキ	モイクボダイジュ	179	ツバキ	ナツツバキ	ヒメシャラ
130	シナノキ	シナノキ	オオバボダイジュ	180	ツバキ	ナツツバキ	ヒコサンヒメシャラ
131	シナノキ	シナノキ	シナノキ	181	ツバキ	ナツツバキ	ナツツバキ
132	アオギリ	アオギリ	アオギリ	182	グミ	グミ	アキグミ
133	ギョリュウ	ギョリュウ	イイギリ	183	グミ	グミ	ナワシログミ
134	ミズキ	アオキ	アオキ	184	グミ	グミ	ナツグミ
135	ミズキ	ハナイカダ	ハナイカダ	185	グミ	グミ	ツルグミ
136	ミズキ	ミズキ	ミズキ	186	ツツジ	ツツジ	サツキ
137	ミズキ	ミズキ	クマノミズキ	187	ツツジ	イワナンテン	ハナヒリノキ
138	ミズキ	ミズキ	ヤマボウシ	188	ツツジ	ホツツジ	ホツツジ
139	リョウブ	リョウブ	リョウブ	189	ツツジ	ネジキ	ネジキ
140	カキノキ	カキノキ	マメガキ	190	ツツジ	ツツジ	モチツツギ
141	カキノキ	カキノキ	ヤマガキ	191	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ
142	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ	192	ツツジ	ツツジ	ミツバツツジ
143	エゴノキ	エゴノキ	ハクウンボク	193	ツツジ	ツツジ	トウゴクミツバツツジ
144	エゴノキ	アサガラ	オオバアサガラ	194	ツツジ	アセビ	アセビ
145	モクセイ	モクセイ	ヒイラギ	195	ツツジ	ツツジ	ゴヨウツツジ
146	モクセイ	トリネコ	マルバアオダモ	196	ツツジ	ツツジ	ダイセンミツバツツジ
147	モクセイ	トリネコ	トリネコ	197	ツツジ	スノキ	ナツハゼ
148	モクセイ	イボタノキ	イボタノキ	198	ツツジ	ツツジ	シロバシヤクナゲ
149	モクセイ	トリネコ	シオジ	199	スイカズラ	スイカズラ	スイカズラ
150	クマツツラ	ムラサキシキブ	ヤブムラサキ	200	スイカズラ	スイカズラ	ウグイスカグラ
151	クマツツラ	ムラサキシキブ	ムラサキシキブ	201	スイカズラ	スイカズラ	ヤマウグイスカズラ
152	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	202	スイカズラ	ガマズミ	ガマズミ
153	ミカン	コクサギ	コクサギ	203	スイカズラ	ガマズミ	コバノガマズミ
154	ミカン	キハダ	ミヤマキハダ	204	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマガマズミ
155	ニガキ	ニガキ	ニワウルシ	205	スイカズラ	スイカズラ	ヒョウタンボク
156	トウダイグサ	ユズリハ	ユズリハ	206	スイカズラ	タニウツギ	ニシキウツギ
157	トウダイグサ	アカメガシワ	アカメガシワ	207	スイカズラ	ガマズミ	ゴマキ
158	トウダイグサ	シラキ	シラキ	208	スイカズラ	タニウツギ	ヤブウツギ
159	トウダイグサ	ヒトツバハギ	ヒトツバハギ	209	スイカズラ	ガマズミ	ヤブデマリ
160	ツゲ	ツゲ	ツゲ	210	スイカズラ	ツクバネウツギ	ツクバネウツギ
161	ドクウツギ	ドクウツギ	ドクウツギ	211	スイカズラ	ツクバネウツギ	オオツクバネウツギ
162	モチノキ	モチノキ	ウメモドキ	212	スイカズラ	ガマズミ	ムシカリ
163	モチノキ	モチノキ	アオハダ	213	スイカズラ	ガマズミ	カンボク
164	モチノキ	モチノキ	イヌツゲ	214	スイカズラ	ニワトコ	ニワトコ
165	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	215	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマシグレ
166	モチノキ	モチノキ	クロソヨゴ	216	イネ	マダケ	モウソウチク
167	モチノキ	モチノキ	モチノキ	217	イネ	マダケ	マダケ
168	モチノキ	モチノキ	フウリンウメモドキ	218	イネ	マダケ	ハチク

園地（樹木見本園）

別表 7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
219	イネ	ヤダケ	ヤダケ	247	マメ	フジ	フジ
220	イネ	メダケ	メダケ	248	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ
221	イネ	スズタケ	スズタケ	249	ツツジ	ドウダンツツジ	ドウダンツツジ
222	イネ	ササ	ミヤコザサ	250	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
223	アケビ	アケビ	ミツバアケビ	251	バラ	サクラ	ソメイヨシノ
224	マタタビ	マタタビ	マタタビ	252	クワ	クワ	クワ
225	ブドウ	ブドウ	エビツル	253	モクレン	モクレン	モクレン
226	ヤブコウジ	ヤブコウジ	マンリョウ	254	モクレン	モクレン	コブシ
227	マタタビ	マタタビ	ミヤママタタビ	255	クスノキ	タブノキ	タブノキ
228	ウコギ	ヤツデ	ヤツデ	256	ミカン	カラタチ	カラタチ
229	ウコギ	ウコギ	ヤマウコギ	257	ユキノシタ	アジサイ	アジサイ
230	ウコギ	ウコギ	コシアブラ	258	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
231	ウコギ	ハリギリ	ハリギリ	259	ブナ	コナラ	シラカシ
232	ウコギ	タカノツメ	タカノツメ	260	ブナ	シイ	シイノキ
233	ハイノキ	ハイノキ	サワフタギ	261	ブナ	コナラ	クヌギ
234	キョウチクトウ	テイカカズラ	テイカカズラ	262	ブナ	コナラ	コナラ
235	ゴマノハグサ	キリ	キリ	263	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ
236	ヤシ	シュロ	シュロ	264	ブナ	コナラ	ミズナラ
237	マメ	フジ	フジ	265	ブナ	ブナ	ブナ
238	アケビ	アケビ	アケビ	266	ブナ	クリ	クリ
239	マタタビ	マタタビ	サルナシ	267	ソテツ	ソテツ	ソテツ
240	ニシキギ	ニシキギ	マサキ	268	イチョウ	イチョウ	イチョウ
241	カキノキ	カキノキ	カキ	269	マツ	ツガ	コメツガ
242	カエデ	カエデ	イロハモミジ	270	マツ	ヒマラヤスギ	ヒマラヤシーダ
243	モクセイ	レンギョウ	レンギョウ	271	マツ	モミ	モミ
244	トチノキ	トチノキ	トチノキ	272	マツ	カラマツ	カラマツ
245	イネ	スズタケ	スズタケ	273	スギ	スギ	スギ
246	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	274	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ

傷病鳥獣保護状況 (R2～R6)

別表 8

目	科	和名	R2	R3	R4	R5	R6	RDB	備考
アビ目	アビ科	シロエリオオハム					1		
ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ							
ペリカン目	ウ科	カワウ							
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ		1			1		
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ							
コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	1	2	2	2			
コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	1		1			
コウノトリ目	サギ科	チュウサギ		2	1	1			
コウノトリ目	サギ科	コサギ	2						
コウノトリ目	サギ科	アオサギ	6	3	1		1		
コウノトリ目	サギ科	ササゴイ		1					
コウノトリ目	サギ科	ミゾコイ					1		
カツオドリ目	カワウ科	カワウ							
カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ							
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ							
カモ目	カモ科	コブハクチョウ	1					移入	
カモ目	カモ科	オシドリ				1			
カモ目	カモ科	マガモ	13	1	1	1	2		
カモ目	カモ科	カルガモ	10	4	19	3	1		
カモ目	カモ科	コガモ	2			1			
カモ目	カモ科	ヒドリガモ							
カモ目	カモ科	ハシビロガモ							
カモ目	カモ科	ホシハジロ							
タカ目	タカ科	トビ	2	2	2	1	1		
タカ目	タカ科	クマタカ	1	1					
タカ目	タカ科	オオタカ	3	1	5				
タカ目	タカ科	サシバ				1			
タカ目	タカ科	ツミ	1	1		1			
タカ目	タカ科	ノスリ	4						
タカ目	タカ科	ハイタカ							
タカ目	タカ科	チョウゲンボウ	4	3	2	2	3		
タカ目	タカ科	ハヤブサ	1	1			1		
キジ目	キジ科	ヤマドリ					1		
キジ目	キジ科	キジ	1	2					
キジ目	キジ科	コジュケイ				1			
キジ目	キジ科	ウズラ					1		
ツル目	クイナ科	クイナ	5						
ツル目	クイナ科	バン							
ツル目	クイナ科	オオバン	6	5	1				
チドリ目	カモメ科	セグロアジサシ							
チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ							
チドリ目	シギ科	ヤマシギ	1		1	1	1		
チドリ目	シギ科	タシギ	1			1			
ハト目	ハト科	キジバト	28	18	16	26	20		
ハト目	ハト科	アオバト	1	2	3	2	4		
ハト目	ハト科	ドバト	11	7	1	3		移入	カワラバト
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ		1	1		1		
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1	1			1		
カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ		1		1			
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				1			
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	3	1	2	1	1		
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	7	4	4	4	3		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ							
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2	2	1		2		
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ		1					
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1	1	1	3	2		
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ			2	1	1		
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	1	1					
スズメ目	ツバメ科	ツバメ	50	42	31	38	36		
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	8	6	6	5	5		
スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ		2		2			
スズメ目	セキレイ科	キセキレイ				6			
スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ	9	5	6	9	2		
スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ							
スズメ目	セキレイ科	ビンズイ							
スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	10	9	7	14	12		
スズメ目	モズ科	モズ	7	2	11	4	4		

目	科	和名	R2	R3	R4	R5	R6	RDB	備考
スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ							
スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	2	2		1			
スズメ目	ツグミ科	クロツグミ		1					
スズメ目	ツグミ科	シロハラ	3						
スズメ目	ツグミ科	ツグミ	5	2		1			
スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1	1					
スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ		1	3	1			
スズメ目	ウグイス科	エゾセンニュウ							
スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ		1	1				
スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ			1				
スズメ目	ウグイス科	セッカ							
スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2						
スズメ目	ヒタキ科	オオルリ			1		2		
スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ					1		
スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ					3		
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1						
スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ			1				
スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	8	4	3	4	2		
スズメ目	メジロ科	メジロ	3	7	4		6		
スズメ目	ホオジロ科	アオジ							
スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	1		1				
スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ					1		
スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	2	3	1	2	1		
スズメ目	アトリ科	シメ	1		1				
スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	41	39	29	19	28		
スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ							
スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	15	15	18	11	11		
スズメ目	ムクイ科	メボソムシクイ			1				
スズメ目	カラス科	オナガ	2	2		2	1		
スズメ目	カラス科	ハシボンガラス		1					
スズメ目	カラス科	ハシブトガラス							
スズメ目	カラス科	カケス		1					
スズメ目	チドリ科	ガビチョウ	2						特定外来
スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	1	1					
スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ		1					
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	2	3	1	1			○
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ							
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ		1			1		
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ							
ネコ目	イヌ科	タヌキ	24	37	32	15	10		○
ネコ目	イヌ科	キツネ		7		1	2		○
ネコ目	イタチ科	テン	1				1		○
ネコ目	イタチ科	イタチ							○
ネコ目	イタチ科	アナグマ		1					○
ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン							○
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	2		2	1	3	Lp	○
ネズミ目	リス科	ニホンリス		1				Lp	○
ネズミ目	リス科	ムササビ	3	2	1	3	4		○
ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ		1	1				
ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ		1					
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ		1	1				○
食肉目	アライグマ科	アライグマ	1	1					特定外来
	計	計	327	275	230	200	186		

飼養獣類

別表 9

目	科	和名	R7	備考
	計		0	

飼養鳥類

別表 10

目	科	和名	R7	備考
ハト目	ハト科	ドバト	3	2羽キジの仲間舎 1羽救護室
ハト目	ハト科	キジバト	3	3羽キジの仲間舎
ハト目	ハト科	ジュズカケバト	1	キジの仲間舎
カモ目	カモ科	ヒドリガモ	1	水鳥の舎
タカ目	タカ科	オオタカ	3	3羽フライングケージ
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1	キジの仲間舎
スズメ目	スズメ科	ハシブトガラス	1	フライングケージ
スズメ目	スズメ科	ハシボソガラス	1	キジの仲間舎
スズメ目	ツバメ科	ツバメ	6	6羽救護室
スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	2	1羽水鳥ケージ 1羽救護室
	計		22	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
1	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	2			2号館	
2	鳥類	アビ目	アビ科	オオハム	1			2号館	
3	鳥類	アビ目	アビ科	シロエリオオハム	1			2号館	
4	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	2			1号館	
5	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1			2号館	
6	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1			2号館	
7	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1			図書室	
8	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	1			1号館	
9	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ	2		VU	2号館	
10	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	1	448		図書室	
11	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	2			2号館	
12	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オナガミズナギドリ	1			2号館	
13	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ	1			2号館	
14	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	シラオネッタイチョウ	1			2号館	
15	鳥類	ペリカン目	ウ科	ウミウ	1			1号館	
16	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1			1号館	
17	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1			2号館	
18	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1		EN	1号館	
19	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1		EN	2号館	
20	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1		NT	2号館	
21	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	2		NT	1号館	
22	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1		NT	図書室	
23	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1			2号館	
24	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	179		1号館物置	幼
25	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	166		1号館物置	
26	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1			1号館	幼
27	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	2			1号館	
28	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ササゴイ	1			1号館	
29	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1			1号館	
30	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1			2号館	
31	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	3			2号館	
32	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	1			1号館	
33	鳥類	コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	1			1号館	
34	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			2号館	
35	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			図書室	
36	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			1号館	
37	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1			図書室	
38	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1			1号館	
39	鳥類	コウノトリ目	コウノトリ科	ナベコウ	1			2号館	
40	鳥類	カモ目	カモ科	シジウカラガン	2			2号館	
41	鳥類	カモ目	カモ科	マガン	2			1号館	
42	鳥類	カモ目	カモ科	コブハクチョウ	1		移入	1号館	
43	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	1			1号館	
44	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	2			2号館	
45	鳥類	カモ目	カモ科	コハクチョウ	1			1号館	
46	鳥類	カモ目	カモ科	アカツクシガモ	1		DD	2号館	
47	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2			2号館	
48	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2			1号館	
49	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	4			1号館	
50	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	6			2号館	
51	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	1	368		1号館物置	
52	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	1	426		2号館物置	
53	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	6			1号館 (4羽)、図書室 (2羽)	
54	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	3			2号館	
55	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5			1号館 図書室	1号館 4羽 図書室 1羽
56	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	1			図書室	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
57	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5			2号館 図書室	2号館 4羽 図書室 1羽
58	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	5		VU	2号館	
59	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	3		VU	1号館	
60	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	2			2号館	
61	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	1	41		1号館物置	
62	鳥類	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	2			2号館	
63	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	1	57		1号館物置	
64	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	5			1号館	
65	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	2			2号館	
66	鳥類	カモ目	カモ科	シマアジ	1			2号館	
67	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	3			2号館	
68	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	1			1号館物置	
69	鳥類	カモ目	カモ科	ホシハジロ	4			2号館	
70	鳥類	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	1			2号館	
71	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	2			2号館	
72	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	1	58		1号館物置	
73	鳥類	カモ目	カモ科	クロガモ	2			2号館	
74	鳥類	カモ目	カモ科	ビロードキンクロ	3			2号館	
75	鳥類	カモ目	カモ科	シノリガモ	2			2号館	
76	鳥類	カモ目	カモ科	コオリガモ	4			2号館	
77	鳥類	カモ目	カモ科	ホオジロガモ	1			2号館	
78	鳥類	カモ目	カモ科	ヒメハジロ	1			2号館	
79	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	2			2号館	
80	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	1			図書室	
81	鳥類	カモ目	カモ科	ウミアイサ	1			2号館	
82	鳥類	タカ目	タカ科	ミサゴ	1			2号館	
83	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2			2号館	
84	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2			1号館	
85	鳥類	タカ目	タカ科	オオワシ	1			2号館	
86	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2			1号館	
87	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			1号館	幼
88	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2			1号館物置	
89	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			図書室	
90	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	2			1号館	
91	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	1			2号館	
92	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3			1号館	
93	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3			2号館	
94	鳥類	タカ目	タカ科	ノスリ	2			1号館	
95	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1			2号館	
96	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1			1号館	
97	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	2			1号館	
98	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	1			2号館	
99	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1			1号館入口	
100	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1			2号館	
101	鳥類	タカ目	タカ科	ハイロチュウヒ	1			1号館	
102	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	2			1号館	
103	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	2			1号館	
104	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1			2号館	
105	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2			1号館	ヒナ
106	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2			1号館	
107	鳥類	キジ目	ライチョウ科	エゾライチョウ	2			2号館	
108	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	2		DD	1号館	
109	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	1		DD	2号館	
110	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2			1号館	
111	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	1	133		1号館物置	
112	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2			2号館	
113	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	7			1号館物置	
114	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	124		1号館物置	
115	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館物置	
116	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	419		1号館物置	
117	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	3			2号館	
118	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館入口	
119	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2			1号館	
120	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	468		1号館物置	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
121	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	7			図書室	
122	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2			2号館	白化
123	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館物置	白化
124	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1			2号館	
125	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1			1号館入口	
126	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	2			1号館	
127	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	1			2号館	
128	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	2			1号館	
129	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	2			1号館	ヒナ
130	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1			1号館	
131	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1			図書室	
132	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	3			2号館	
133	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	1			1号館	若鳥
134	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	2			1号館 2号館物置	1号館 1羽 2号館物置 1羽
135	鳥類	ツル目	クイナ科	オオバン	1			1号館	
136	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	3			1号館 2号館	1号館 2羽 2号館 1羽
137	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	1			2号館	
138	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	2			1号館	
139	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	1			2号館	
140	鳥類	チドリ目	チドリ科	タゲリ	2			1号館	
141	鳥類	チドリ目	シギ科	アカアシシギ	1			1号館	
142	鳥類	チドリ目	シギ科	アオアシシギ	1			1号館	
143	鳥類	チドリ目	シギ科	イソシギ	2			1号館	
144	鳥類	チドリ目	シギ科	ソリハシシギ	1			2号館	
145	鳥類	チドリ目	シギ科	ホウロクシギ	1		VU	1号館	
146	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	3			図書室	
147	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	1			1号館	
148	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2			1号館	
149	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2			2号館	
150	鳥類	チドリ目	シギ科	チュウジシギ	1			1号館	
151	鳥類	チドリ目	シギ科	アオシギ	2			1号館	
152	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	ハイロヒレアシシギ	1			1号館	
153	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	2			2号館	
154	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	3			1号館	
155	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1			2号館	
156	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1			1号館	
157	鳥類	チドリ目	カモメ科	シロカモメ	1			2号館	
158	鳥類	チドリ目	カモメ科	ミツユビカモメ	1			2号館	
159	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1			1号館	
160	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1	168		1号館物置	
161	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウミスズメ	3		CR	2号館	
162	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	コウミスズメ	1			2号館	
163	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウトウ	1			2号館	
164	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ツノメドリ	1			2号館	
165	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	エトビリカ	1		CR	2号館	
166	鳥類	ハト目	ハト科	カラスバト	1			2号館	
167	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1	74		1号館物置	
168	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	2			1号館	
169	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1			2号館	
170	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1			1号館	
171	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1			2号館	
172	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1			1号館	
173	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1			1号館	ヒナ
174	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			1号館	幼
175	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			2号館	
176	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			1号館	
177	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1			1号館	
178	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1			図書室	
179	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1			1号館	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
180	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			図書室	
181	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			1号館	
182	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			2号館	
183	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コミミズク	2			図書室	
184	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1			図書室	
185	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1			2号館	
186	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	2			1号館	
187	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	1			図書室	
188	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	2			2号館	
189	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	2			1号館	
190	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1			1号館	
191	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	2			2号館	
192	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1			1号館	
193	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1			2号館	
194	鳥類	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	2			1号館	
195	鳥類	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	1			1号館	
196	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	1			1号館	
197	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2			2号館	
198	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2			図書室	
199	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	2			2号館	
200	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	1			1号館	
201	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1			2号館	
202	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2			1号館	
203	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			1号館	
204	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			2号館	
205	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			図書室	
206	鳥類	ブッポウソウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	1			1号館	
207	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1			2号館	
208	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1			1号館	
209	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1			1号館	
210	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1			2号館	
211	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	1			1号館	
212	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	2			2号館	
213	鳥類	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	2			1号館	
214	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	3			1号館	
215	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1			2号館	
216	鳥類	スズメ目	ツバメ科	ツバメ	1			2号館	
217	鳥類	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	1	430		1号館物置	
218	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1			図書室	
219	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1			2号館	
220	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	2			1号館	
221	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	2			1号館	
222	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	1			2号館	
223	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ	3			1号館	
224	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ	1			2号館	
225	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	2			1号館	
226	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	1			2号館	
227	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1			2号館	
228	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1			1号館	
229	鳥類	スズメ目	モズ科	チゴモズ	1		VU	1号館	
230	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	3			2号館	
231	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	2			1号館	
232	鳥類	スズメ目	モズ科	アカモズ	1			1号館	
233	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	1			図書室	
234	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	2			1号館	
235	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	1			2号館	
236	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	2			1号館	
237	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	1			1号館	
238	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	2			2号館	
239	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ	2			1号館	
240	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	2			2号館	
241	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	3			1号館	
242	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ノゴマ	1			1号館	
243	鳥類	スズメ目	ツグミ科	コルリ	1			1号館	
244	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	1			2号館倉庫	
245	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	2			1号館	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
246	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1			図書室	
247	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	2			1号館	
248	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1			1号館	
249	鳥類	スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ	2			1号館	
250	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			1号館	
251	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	3			2号館	
252	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミジロ	2			1号館	
253	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2			2号館	
254	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2			1号館	
255	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	1			1号館	
256	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	2			2号館	
257	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカコッコ	1		VU	2号館	
258	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1			1号館	
259	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1			2号館	
260	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1			1号館	
261	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	1			2号館	
262	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ	1			1号館	
263	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1			図書室	
264	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	2			1号館	
265	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1			2号館	
266	鳥類	スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ	1			1号館	
267	鳥類	スズメ目	ウグイス科	オオヨシキリ	1			1号館	
268	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	2			2号館	
269	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	1			1号館	
270	鳥類	スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ	1			1号館	
271	鳥類	スズメ目	ウグイス科	クキイタダキ	3			1号館	
272	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2			1号館	
273	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	1			2号館	
274	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1			2号館 倉庫	
275	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1			1号館	
276	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ	1			1号館	
277	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	1			1号館	
278	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1			1号館	
279	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1			2号館	
280	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	3			2号館	
281	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	1			1号館	
282	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	1			1号館	
283	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	2			2号館	
284	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	3			1号館	
285	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	1			2号館	
286	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ	1			1号館	
287	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1			2号館	
288	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	1			2号館	
289	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	2			1号館	
290	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	2			1号館	
291	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	3			2号館	
292	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2			1号館	
293	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2			2号館	
294	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	コジュリン	1			1号館	
295	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	1			1号館	
296	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	2			2号館	
297	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	1			1号館	
298	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	2			1号館	
299	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	1			2号館	
300	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	クロジ	1			1号館	
301	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2			1号館	
302	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2			2号館	
303	鳥類	スズメ目	アトリ科	アトリ	1			1号館	
304	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	2			2号館	
305	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	2			1号館	
306	鳥類	スズメ目	アトリ科	マヒワ	2			1号館	
307	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	1			2号館	
308	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	2			1号館	
309	鳥類	スズメ目	アトリ科	アカマシコ	1			図書室	
310	鳥類	スズメ目	アトリ科	オオマシコ	1			1号館	
311	鳥類	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ	2			1号館	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
312	鳥類	スズメ目	アトリ科	ウソ	1			図書室	
313	鳥類	スズメ目	アトリ科	イカル	1			1号館	
314	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1			1号館	
315	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	2			2号館	
316	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1			図書室	
317	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	2			2号館	
318	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	1			1号館	
319	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	1			2号館	
320	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	2			1号館	
321	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1			2号館	
322	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1			1号館	
323	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ハッカチョウ	1		*	2号館	
324	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1			2号館	
325	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1			1号館入口	
326	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	2			1号館	
327	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1			2号館	
328	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1			1号館	
329	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	3			1号館	
330	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	1			2号館	
331	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1			2号館	
332	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1			1号館	
333	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	1			1号館	
334	獣類	モグラ目	トガリネズミ科	トガリネズミ	2			1号館	
335	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1			2号館	(ハシボソガラスが くわえてる)
336	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1			1号館	
337	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1			1号館	
338	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1			1号館	アルビノ
339	獣類	サル目	オナガザル科	ニホンザル	1			2号館	
340	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	3			図書室	
341	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1			2号館	
342	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1			1号館	
343	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1			1号館	
344	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1			2号館	
345	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	2			2号館	
346	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	3			2号館	
347	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	2			図書室	
348	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	4			1号館	
349	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	1			2号館	
350	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	2			1号館	
351	獣類	ネコ目	イタチ科	オコジョ	1			1号館	
352	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			図書室	
353	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
354	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
355	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1			2号館	
356	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1			2号館	ブラウンベア
357	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	1			2号館	幼
358	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	1			2号館	
359	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2			1号館物置	幼1匹入口 1匹図書室 (ホルマ リン)
360	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2			1号館入口	
361	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	2			2号館 図書室	2号館 1匹 図書室 1匹
362	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1			1号館	
363	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1			1号館入口	
364	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	2			1号館入口	
365	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	1			2号館	
366	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			図書室	トロフィー (頭)

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
367	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			図書室	トロフィー (オス)
368	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	3			2号館	
369	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	3			2号館	頭
370	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			1号館物置	
371	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			1号館入口	
372	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	図書室	頭
373	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館	
374	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館	頭
375	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	1号館入口	
376	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館物置	
377	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館	
378	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館入口	
379	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館	
380	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	2号館	
381	獣類	ネズミ目	リス科	エゾシマリス	1			1号館	
382	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1		R	1号館	
383	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2			2号館	1匹倉庫
384	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	1			図書室	
385	獣類	ネズミ目	リス科	ニッコウムササビ	1			2号館	
386	獣類	ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ	1			1号館	
387	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	2		R	図書室	
388	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	1		R	2号館	
389	獣類	ネズミ目	ヌートリア科	ヌートリア	1			1号館物置	
390	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	1			2号館	
391	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2			1号館	
392	鳥類	スズメ目	フウチョウ科	フウチョウ	1			1号館物置	
393	鳥類	カモ目	カモ科	アイガモ	1			図書室	
394	鳥類	キジ目	キジ科	イワシャコ	1			1号館物置	
395	鳥類	キジ目	キジ科	コウライキジ	2			図書室	
396	獣類	ウシ目	シカ科	トナカイ	1			2号館	頭
397	獣類	ウシ目	シカ科	ヘラジカ	1			2号館	頭
398	獣類	ネコ目	クマ科	ホッキョクグマ	1			2号館	アザラシと同じケース
399	鳥類	キジ目	キジ科	キンケイ	1			図書室	
400	鳥類	ペンギン目	ペンギン科	コウテイペンギン	1			2号館	
401	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	1			1号館入口	
402	鳥類	ペリカン目	ウ科	カワウ	1			1号館	
403	鳥類	ペリカン目	ウ科	ヒメウ	1			1号館	
404	鳥類	ツル目	クイナ科	シロハラクイナ	1			1号館入口	
405	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1			1号館	
406	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	1			1号館	
407	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
408	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1			1号館入口	
409	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2			1号館	幼 (図書室) 成
410	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1		R	図書室	
411	獣類	ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	1			1号館	
412	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	3		R	1号館	1匹 1号館
413	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒメヒミズ	1			1号館	
414	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	1			1号館	
415	獣類	ネコ目	アザラシ科	アザラシ	1			2号館	ホッキョクグマと同じケース
416	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			図書室	
417	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			1号館	
418	獣類	兎形目	ウサギ科	アマミノクロウサギ	1			1号館物置	野沢製にて修復中
419	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	2			2号館物置	
420	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	1			2号館物置	
421	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1			2号館物置	
422	鳥類	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	2			2号館物置	
423	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	3			2号館物置	
424	哺乳類	哺乳綱真無盲腸目	トガリネズミ科	カワネズミ	1			2号館物置	

展示 (はく製)

別表 1 1

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
425	哺乳類	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ	1			2号館物置	
426	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	1			2号館物置	
427	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1			2号館物置	
428	鳥類	スズメ目	ホーヅロ科	クロジ	1			2号館物置	
429	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1			2号館物置	
430	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1			2号館物置	
431	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2			2号館物置	
432	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			2号館物置	
433	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	イソヒヨドリ	1			2号館物置	
434	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2			2号館物置	
435	鳥類	カッコウ目	かっこう科	カッコウ	1			2号館物置	
436	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	2			2号館物置	
437	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	1			2号館物置	
438	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1			2号館物置	
439	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	1			2号館物置	
440	鳥類	チドリ目	チドリ科	タゲリ	1			2号館物置	
441	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	1			2号館物置	
442	鳥類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1			2号館物置	
443	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	1			図書室	
444	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1			図書室	
445	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	1			図書室	
446	鳥類	キジ目	キジ科	エゾライチョウ	1			図書室	
計					672				

1号館	286	鳥類	572
2号館	251	獣類	100
1号館入口	16	計	672
1号館物置	32		
2号館物置	30		
図書室	57		
計	672		

令和4年度主催事業

主催事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
春の風と景色を楽しむ森林セラピー	4月2日 9:30～15:00	2名	無料	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
スマイル観察会	4月9日 9:30～12:00	25名	無料	園内に自生するスマイルの種類や特徴を学ぶ観察会
五感で森の世界に触れてみよう	4月16日 9:30～15:00		3000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生鳥獣写真展示会	4月16日～ 6月19日	2253名	無料	写真コンクールで出展された作品の展示会
保護ボランティア説明会	4月17日 13:30～15:30	3名	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
山菜を楽しむ会	5月3日 9:30～12:30	22名	無料	健康の森で採取できる山菜や草花の勉強会
新緑の緑色を楽しむ松・岩・花の溪谷の癒しの日	5月8日 9:30～15:00	1名	3000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生鳥獣写真コンクール写真展と表彰式&バードウォッチング	5月14日 9:30～12:00	4名	無料	野生鳥獣写真コンクール優秀作品の鑑賞と入選者の表彰式を行い、林内でバードウォッチングを楽しむ
新緑に包まれ、風かおる森林セラピー	5月21日 10:00～12:00		3000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
森の生き物痕跡探偵	5月23日 13:30～15:30	8名	無料	野生の生き物が生息している痕跡を見つけその生活を学ぶ。
親子で森林セラピー	5月29日 10:00～16:00	5名	大人 2000円 小中学生 1000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験し、午後は、木工作
森林セラピーSPツアー	6月13日 9:30～15:00	14名	1500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森に親しむ教室	6月20日 9:30～12:00	14名	無料	木工作や学習会で森林林業について学びます。
保護鳥獣のごはんづくり	6月20日 13:30～15:30	11名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
親子でキャンプ	7月9日9:30 ～10日13:00	13名	大人2000円 高校生 <small>小学生</small> 1000円 小学生未満 500円	親子でテント設置、撤収やハイキング、キャンプファイヤー、流しそうめんなどの野外活動などを体験
野鳥の保護体験教室	7月10日 9:30～15:00	13名	3000円	傷病鳥獣への餌やりなどの保護体験
夏休み応援教室	7月31日 10:00～15:00	106名	1作品 300円	健康の森の中にある森の素材を使って工作を実施。
保護鳥獣のごはんづくり	8月7日 13:30～15:30	17名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
山の日記念の森林セラピー	8月7日 9:30～15:00	2名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子で積み木遊び	8月12日～ 14日	22名	無料	山の日記念事業として、たくさんの木の積み木を親子で楽しみ木の良さを知ってもらう。
森林セラピーSPツアー	8月27日 9:30～15:00	11名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー

森林セラピーSPツアー	9月17日 9:30~15:00	14名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森の中のヨガ教室	9月119日 10:30~12:40	14名	無料	健康の森の中でヨガを体験してリフレッシュする。
森林セラピーSPツアー	9月28日 9:30~15:00	14名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
野生きのこ教室	10月2日 9:30~12:30	20名	無料	きのこの講義を受けた後、フィールドに出てきのこの採取をおこない、講師が採取したきのこの食毒の確認をして、きのこへの知識を深めた。
森林セラピーSPツアー	10月8日 9:30~15:00	13名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
史跡ウォーク	10月9日 9:30~15:00	16名	無料	ユネスコに評価された文化遺産、金峰山を頂点とした山岳信仰について旧参道と金桜神社を訪ねながら学ぶ。
野生動物教室「うんち」から学ぶ	10月9日 13:30~15:30	8名	無料	野生動物のうんちをとおして生活を学ぶ講習を行った。
森林セラピーSPツアー	10月20日 9:30~15:00	12名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森林セラピーSPツアー	11月3日 9:30~15:00	13名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森林セラピーSPツアー	11月3日 9:30~15:00	14名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森林セラピーSPツアー	11月11日 9:30~15:00	14名	1,500円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
紅葉を楽しむ森林セラピー	12月2日 9:30~15:00	12名	3000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
正月飾りづくり	12月4日 9:30~12:00	22名	2,000円	マツボックリなどの森の素材を取り入れた正月飾りを作ります。
軽いランニングを取り入れた森林セラピー	12月17日 9:30~15:30	1名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
地形地質講座	12月18日 9:30~12:00	23名	無料	武田の社を含む奥秩父の成り立ちを岩石園や展望台を活用して学ぶ。
新春冬芽観察ウォーク	1月9日 9:30~12:30	7名	無料	健康の森の遊歩道を巡って寒さに耐えながら春をまつ木立の冬芽と樹木の観察
森の生き物痕跡探偵	1月15日 13:30~15:30	5名	無料	野生の生き物たちが生息していた痕跡を見つけ、生き物たちの生活を学んだ。
澄み切った冬景色を楽しむ森林セラピー	1月19日 9:30~15:00	1名	3000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す
冬の野鳥を観察しよう	1月22日 9:30~12:00	25名	無料	木の葉が落ち野鳥を見つけやすい森で冬に訪れる野鳥を観察した。
きのこの植菌体験	2月5日 9:30~12:00	22名	500円	シイタケとナメコの植菌をとおして林業を体験した。
どこかに春を感じて森林セラピー	2月11日 9:30~15:00		3000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す
里山の野鳥に会って見よう	2月12日 13:30~15:30	12名	無料	食べ物の少ない冬場にえさ台に集まる野鳥を観察した。

炭を焼く集い	3月5日 9:30~12:00	16名	300円	木炭の歴史と製炭方法を学ぶ
早春の富士を眺めてポ ンヤリング	3月11日 9:30~15:00	3名	3,000円	森林セラピー体験と温泉入浴 で、日頃のストレスを癒す
お抹茶と五感を楽しむ 森林セラピー	3月21日 9:30~15:00	3名	3000円	森林セラピー体験と温泉入浴 で、日頃のストレスを癒す

令和5年度主催事業

主催事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
スマレ観察会	4月8日 9:30~12:00	16名	無料	園内に自生するスマレの種類や特徴を学ぶ観察会
春の森のかおりで五感を感じよう	4月15日 9:30~15:00	3名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生鳥獣写真展示会	4月15日~ 6月18日	1851名	無料	写真コンクールで出展された作品の展示会
保護ボランティア説明会	4月16日 13:30~15:29	12名	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
山菜を楽しむ会	5月3日 9:30~12:30	20名	300円	健康の森で採取できる山菜や草花の勉強会
風を感じて森林セラピー	5月7日 9:30~12:30	6名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
愛鳥週間写真表彰式&ハードウォッチング	5月8日 9:30~15:00	20名	無料	野生鳥獣写真コンクール優秀作品の鑑賞と入選者の表彰式を行い、林内でバードウォッチングを楽しむ
新緑の富士を眺めてぼんやりセラピー	5月14日 9:30~12:00	3名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
森の生き物痕跡探偵	5月21日 13:30~15:30	12名	無料	野生の生き物が生息している痕跡を見つけその生活を学ぶ。
親子で森林セラピー&木工作	5月23日 9:30~15:45	4名	大人 2,000円 小中学生 1,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験し、午後は、木工作
フィットネッチ®を取り入れて免疫向上森林セラピー	6月10日 9:30~15:00	5名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
森に親しむ教室(木工作・学習会)	6月11日 9:30~12:00	10名	無料	木工作や学習会で森林林業について学びます。
森の中のヨーガ教室	6月17日 9:30~12:00	23名	無料	健康の森の中でヨーガを体験してリフレッシュする。
第1回保護鳥獣のごはんづくり	6月18日 13:30~15:30	16名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
心を鎮める森林セラピー	6月24日 9:30~15:00	8名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子でキャンプ	7月8日~ 9日 9:30~ 翌日13:00	17名	大人 2,000円 小中学生 1,000円 小学生未満 500円	親子でテント設営、撤収やハイキング、木工作、バームクーヘン作り、焚き火などの野外活動等を体験

野鳥の保護体験教室	7月9日 13:30~15:30	6名	無料	傷病鳥獣への餌やりなどの保護体験
夏休み応援教室	7月30日 9:30~15:00	89名	1作品 300円	健康の森の中にある森の素材を使って工作を実施。
第2回保護鳥獣のごはんづくり	8月8日 13:30~15:30	12名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
山の日記念の森林セラピー	8月11日 9:30~15:00	4名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子で積み木遊び	8月12日~ 16日 10:00~15:00	23名	無料	山の日記念事業として、たくさんの木の積み木を親子で楽しみ木の良さを知ってもらおう。
五感で触れ合う森林セラピー	8月17日 9:30~15:00	1名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
涼を感じる森林セラピー	9月16日 9:30~15:00	2名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
五感で感じる秋の森林セラピー	9月27日 9:30~15:00	3名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生きのこ教室	10月1日 9:30~12:30	25名	300円 中学生以下 無料	きのこの講義を受けた後、フィールドに出てきのこの採取をおこない、講師が採取したきのこの食毒の確認をして、きのこへの知識を深めた。
瞑想で心安らぐ森林セラピー	10月7日 9:30~15:00	3名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
史跡ウォーク	10月8日 9:30~15:00	17名	無料	ユネスコに評価された文化遺産、金峰山を頂点とした山岳信仰について敷島総合市民会館周辺を訪ねながら学ぶ。
野生動物教室 野生動物の「いろは」	10月8日 13:30~15:30	5名	無料	動物の豆知識の講習や施設の野生鳥獣見学をとおして野生動物について学ぶ。
秋の自然と森林セラピー	10月20日 9:30~15:00	4名	3,000円	県からの補助金を受け参加費2000円で森林セラピーと昇仙峡マイスター案内の昇仙峡観光を取り入れた森林セラピー
森(緑)の空気をお腹いっぱい取り込むと?	11月3日 9:30~15:00	1名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
落葉で遊ぶ森林セラピー	11月19日 9:30~15:00	5名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
軽いランニングを取り入れた森林セラピー	12月2日 9:30~15:00	1名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
正月飾りづくり	12月3日 9:30~12:00	29名	1,000円	マツボックリなどの森の素材を取り入れた正月飾りを作ります。

地形地質講座	12月17日 9:30~12:00	14名	無料	武田の杜を含む奥秩父の成り立ちを昇仙峡や野猿谷など直接現地に行き学ぶ。
寒さに負けない心と体を	12月20日 9:30~15:30	3名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
新春冬芽観察ウォークと餅つき大会	1月8日 9:30~12:30	18名	300円 中学生以下 無料	健康の森の遊歩道を巡って寒さに耐えながら春をまつ木立の冬芽と樹木の観察
里山にいる野鳥に会ってみよう	1月14日 13:30~15:30	7名	無料	鳥獣センター周辺にいる野鳥を観察します。
冬の森林セラピー	1月20日 9:30~15:00	2名	3,000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す
冬の野鳥を観察しよう	1月21日 9:30~12:00		無料	木の葉が落ち野鳥を見つけやすい森で冬に訪れる野鳥を観察した。
きのこの植菌体験	2月4日 9:30~12:00	22名	500円	シイタケとナメコの植菌をとおして林業を体験した。
どこかに春を感じて森林セラピー	2月11日 9:30~15:00	2名	3,000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す
里山の野鳥に会って見よう	2月25日 13:30~15:30	4名	無料	鳥獣センター周辺にいる野鳥を観察します。
炭を焼く集い	3月3日 9:30~12:00	12名	300円	木炭の歴史と製炭方法を学ぶ
春の息吹を感じる森林セラピー	3月9日 9:30~15:00	2名	3,000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す
早春を聴く深呼吸、森林散策	3月20日 9:30~15:00	1名	3,000円	森林セラピー体験と温泉入浴で、日頃のストレスを癒す

令和6年度主催事業

主催事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
身近な植物観察会	4月13日 9:30～12:00	8名	無料	サクラや自生する早春の植物の特徴を学ぶ観察会
保護ボランティア 説明会	4月14日 13:30～15:29	7名	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
森の癒し効果を体験・ 森林セラピー	4月27日 9:30～15:00	名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生鳥獣写真 展示会	4月27日～ 6月30日	1752名	無料	写真コンクールで出展された作品の展示会
山菜を楽しむ会	5月3日 9:30～12:30	23名	400円	健康の森で採取できる山菜や草花の勉強会
新緑の森林セラピー	5月10日 9:30～12:30	名	3,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
愛鳥週間写真表彰式&ハ ドウォッチング	5月11日 9:30～15:00	15名	無料	野生鳥獣写真コンクール優秀作品の鑑賞と入選者の表彰式を行い、林内でバードウォッチングを楽しむ
森の生き物探検	5月19日 13:30～15:30	7名	無料	野生の生き物が生息している痕跡を見つけその生活を学ぶ。
新緑に心身を開放す る森林セラピー	5月22日 9:30～12:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子で森林セラピー& 木工作	5月26日 9:30～15:45	10名	大人 2000円 小中学生 1000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験し、午後は、木工作
森林を味わう森林セ ラピー	6月8日 9:30～15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
森の植物観察会	6月9日 9:30～12:00	8名	無料	ジャケツイバラなど初夏の植物の特徴や森の仕組み等について学ぶ
第1回保護鳥獣のごは んづくり	6月16日 13:30～15:30	13名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
初夏を楽しむ森林セラ ピー	6月23日 9:30～12:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子でキャンプ	7月6日～ 7 日	19名	大人 2000円 小中学生 1000円 小学生未満 500円	親子でテント設営、撤収やハイキング、木工作、バームクーヘン作り、焚き火などの野外活動等を体験
野鳥の保護体験教 室	7月6日 13:30～15:30	9名	無料	傷病鳥獣への餌やりなどの保護体験

第2回保護鳥獣のごはんづくり	8月3日 13:30~15:30	19名	無料	親子で傷病鳥獣への餌やり餌作りなどを体験します。
夏休み応援教室	8月4日 9:30~15:00	48名	1作品 300円	健康の森の中にある森の素材を使って工作を実施。
山の日記念の森林セラピー	8月11日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
親子で積み木遊び	8月12日~ 16日 10:00~15:00	31名	無料	山の日記念事業として、たくさんの木の積み木を親子で楽しみ木の良さを知ってもらおう。
涼しさを感じ緑の森の中でリラックス	8月31日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
森林の癒し効果でリフレッシュ	9月14日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
夏の疲れた体を癒す森林セラピー	9月26日 9:30~15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
野生きのこ教室	10月6日 9:30~12:30	22名	300円 中学生以下 無料	きのこの講義を受けた後、フィールドに出てきのこの採取をおこない、講師が採取したきのこの食毒の確認をして、きのこへの知識を深めた。
野生動物教室	10月6日 13:30~15:30	7名	無料	動物の豆知識の講習や施設の野生鳥獣見学をとおして野生動物について学ぶ。
秋への移ろいを五感で受け止める	10月11日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
史跡ウォーク	10月13日 9:30~15:00	14名	無料	ユネスコに評価された文化遺産、金峰山を頂点とした山岳信仰について敷島総合市民会館周辺を訪ねながら学ぶ。
秋の到来を感じ五感を開こう森林セラピー	10月19日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
青々とした空の下でゆったりしよう	11月2日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
地形地質講座	11月3日 9:30~12:00	8名	無料	武田の杜を含む奥秩父の成り立ちを昇仙峡や野猿谷など直接現地に行き学ぶ。
森の中のヨガ教室	R6.11.4	10名	無料	健康の森の中でヨガを体験してリフレッシュする。
落葉で遊ぶ森林セラピー	11月17日 9:30~15:00	4名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
マウンテンバイク教室	11月23日 9:30~12:30	23名	無料	新設されたマウンテンバイクコースを使い、マウンテンバイクを安全に楽しむ走行方法を学ぶ

正月飾りづくり	12月1日 9:30~12:00	22名	1,000円	マツボックリなどの森の素材を取り入れた正月飾りを作ります。
落葉した森で日向ぼっこ森林セラピー	12月11日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
軽いランニングを取り入れた森林セラピー	12月22日 9:30~15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
里山の野鳥観察会	12月22日 13:30~15:30	14名	無料	鳥獣センター周辺にいる野鳥を観察します。
新春冬芽観察ウォークと餅つき大会	1月12日 9:30~12:30	18名	300円 中学生以下 無料	健康の森の遊歩道を巡って寒さに耐えながら春をまつ木立の冬芽と樹木の観察
ひだまり森林セラピー	1月18日 9:30~15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
冬の野鳥を観察しよう	1月19日 9:30~12:00	5名	無料	木の葉が落ち野鳥を見つけやすい森で冬に訪れる野鳥を観察した。
きのこの植菌体験	2月2日 9:30~12:00	19名	500円	シイタケとナメコの植菌をとおして林業を体験した。
保護された動物の環境づくり	2月8日 13:30~15:30	5名	無料	保護された動物をじっくり観察し、野性下では見られない姿を発見します。
冬を楽しむ森林セラピー	2月15日 9:30~15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
炭を焼く集い	3月2日 9:30~12:00	10名	300円	木炭の歴史と製炭方法を学ぶ
春を感じる森林セラピー	3月8日 9:30~15:00	2名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験
ボランティア里親情報交換会	3月16日 13:30~15:30	11名	無料	ボランティアや里親登録した方々の情報交換会及び交流会
春の訪れワクワク森林セラピー	3月23日 9:30~15:00	0名	4,000円	森林セラピー基地の認定を受けた健康の森で森林セラピーを体験

令和4・5・6年度利用実績
1. 利用者の推移

(単位:人)

	R4	R5	R6
利用者総数	66,148	69,179	64,778
うち有料施設利用者数	1,198	2,483	2,015

※利用者総数は推定値

令和4年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	383,280	施設利用料
委託料	42,518,000	
事業収入	320,635	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	68,786	
その他	1,316,905	誘客促進費収入(森林セラピーツアー)
合計(A)	44,607,606	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	21,837,432	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	2,925,514	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	1,259,264	既存施設修繕
委託料	6,882,498	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	664,961	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	2,404,870	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	426,790	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	1,734,255	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	412,212	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	297,525	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	562,438	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	383,365	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	521,610	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	263,896	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	122,812	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,307,499	消費税
雑費	239,115	
合計(B)	43,246,056	

令和5年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	461,540	施設利用料
委託料	43,676,228	
事業収入	541,554	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	79,157	
その他	230,170	自主事業収入からの充当
合計(A)	44,988,649	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	23,839,523	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	3,294,242	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	209,187	既存施設修繕
委託料	5,941,649	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	630,715	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	889,506	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	557,520	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	2,255,264	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	414,994	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	260,425	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	542,482	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	299,313	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	486,234	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	287,496	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	60,000	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,769,088	消費税
雑費	238,733	
合計(B)	42,976,371	

令和6年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	401,170	施設利用料
委託料	45,216,003	
事業収入	409,460	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	63,117	
その他	209,220	自主事業収入からの充当
合計(A)	46,298,970	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	23,334,931	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	3,851,713	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	1,229,383	既存施設修繕
委託料	7,011,610	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	601,288	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	1,012,059	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	585,000	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	1,838,655	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	411,650	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	472,675	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	538,879	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	222,516	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	626,118	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	287,496	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	62,500	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,808,304	消費税
雑費	131,473	
合計(B)	45,026,250	

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート概要(令和6年度事業分)

施設名 山梨県立武田の杜保健休養林
 所管課 森林環境部 県有林課
 指定管理者 山梨県造園建設業協同組合

1 指定管理者の推移

導入年度	平成18年度					
指定管理者名	出資法人	指定期間			委託料総額 (単位:円)	
財団法人 山梨県林業公社	○	H18.4.1	～	H21.3.31	3年	130,720,000
公益財団法人 山梨県林業公社 (H25.6.30まで財団法人)	○	H21.4.1	～	H26.3.31	5年	217,278,000
山梨県造園建設業協同組合		H26.4.1	～	H31.3.31	5年	207,542,000
山梨県造園建設業協同組合		H31.4.1	～	R5.3.31	4年	169,598,555
山梨県造園建設業協同組合		R5.4.1	～	R9.3.31	4年	180,924,000

2 施設の概要

所在地	甲府市山宮町片山3371 外
設置年月日	昭和54年3月14日
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例
設置目的	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため設置する。
主な業務の内容	(1)キャンプ場利用の承認に関する業務 (2)施設等の維持保全に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施 及び鳥獣の保護に関する業務 (5)自然に関する知識の習得に資するレクリエーション 及び野外活動の機会の提供に関する業務
主な施設内容 (定員等)	○面積:2,500ha ○施設の内容 ・健康の森:サービスセンター352㎡、森林学習展示館88㎡、 展望休憩室15㎡、キャンプ場ログキャビン3棟、癒しの小径10.9km等 ・樹木見本園:休憩舎34㎡等 ・幹線遊歩道:遊歩道23.6km、展望休憩舎4棟等 ・鳥獣センター:管理棟369㎡、展示館210㎡等
備考 (改築工事等の状況、 一括管理施設等)	

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート概要(令和6年度事業分)

3 指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
収入合計	44,661,280	42,774,403	44,607,606	44,988,649	46,298,970	
支出合計	44,372,094	42,196,587	43,246,056	42,976,371	45,026,250	
収支差額	289,186	577,816	1,361,550	2,012,278	1,272,720	

4 利用状況、利用者満足度の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
利用実績	49,144人	55,813人	66,148人	69,179人	64,778人	利用者数
利用者満足度	◎	◎	◎	◎	◎	「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計 ◎:80%以上 ○:60%以上80%未満 △:60%未満

5 運営目標の達成状況(令和6年度)

<p>令和6年度 利用者数 目標値 57,910人 → 実績値 64,778人 目標値に対し111.9%と目標値を上回る利用状況であった。 また、利用者満足度は、「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計が昨年度を上回る98.8%と目標も超えており、安定的に利用者から好評を得ることができた。</p>
--

6 施設所管課による総合的な評価及び指導事項(令和6年度)

<p>パンフレットを置く場所を増やすなどの広報活動が功を奏し、利用者数は目標に対して111.9%となり、大きく上回った。また、利用者から要望のあったキャンプ場の通信環境向上について、Wi-Fiルーターの更新を行うなど利用者の快適性の向上に努めていることは、高く評価できる。 森林セラピーのほか、キャンプ体験、MTB教室、各種座学講座などのイベントについても、新規プログラムを取り入れるなど、利用者増加に励んでいることも評価できる。 管理瑕疵が発生しないよう、日々の点検以外に、特にイベント前には、管理施設の点検を行うよう指導した。</p>

7 施設所管課の指導事項に対する指定管理者の対応状況(令和6年度)

<p>イベント前にパトロールや清掃作業を行うことにより、利用者の安全と安心が確保され、その結果、事故も発生せず、利用者満足度の向上に貢献した。</p>

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

施設名 山梨県立武田の杜保健休養林
 所管課 森林環境部 県有林課
 指定管理者 山梨県造園建設業協同組合

1 利用状況 (単位:人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	利用者数	49,144	55,813	66,148	69,179	64,778
	利用者数合計	49,144	55,813	66,148	69,179	64,778
	目標値	100,600	101,600	102,600	56,860	57,910
	実績/目標割合	48.9%	54.9%	64.5%	121.7%	111.9%
	目標値の設定方法	R4計画書にて、利用者数を毎年1,000人以上増やし、R8までに60,000人/年とする目標を定めた。 (R5:56,860人、R6:57,910人、R7:58,950人、R8:60,000人)				
利用率	稼働率等(利用率)	157人/日	179人/日	211人/日	218人/日	206人/日
	稼働率等(利用率)の算定方法	利用者人数/営業日数(R6:315日)				

2 類似施設・近隣施設

名称・施設内容等	山梨県森林公園金川の森(どんぐりの森、スポーツの森、かぶとむしの森等)
----------	-------------------------------------

3 補修工事等の状況(令和6年度) (単位:円)

県 武田の杜加圧給水ユニット修繕工事	2,167,000
県 武田の杜森林整備業務 外2件	3,020,600
管 給水管の破損(片山山頂)	170,500
管 浄化槽マンホール蓋交換(キャンプ場)	137,280
管 ドラム缶風呂焚口の格子蓋交換(キャンプ場) 外7件	921,603

修繕等の負担区分(基本協定書): 1件20万円未満の修繕等は指定管理者が実施
 *ただし、上記にかかわらず、県の承認により、指定管理者が修繕等を実施することができる。

4 自動販売機設置状況等(令和6年度) (単位:円)

台数	選定方法	収入割合	収入額	仕入(支出)額
3	随意契約	売上額の19%	63,117	

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

6 自主事業の実施状況

	事業名	対象者	実施場所
1	ツリークライマー養成講習会	16才以上	自由広場
2	ジュニアトレイルランニング	幼児、 小中学生、 保護者	健康の森
3	親子緑の集い	小中学生の 親子	健康の森、 会議室
4	夏休み自由研究応援教室	一般利用者	鳥獣セン ター
5	武田の杜トレイルランニングレース	高校生以上	武田の杜
6	武田の杜自然情景掲示板	一般利用者	サービス センター
7	ビギナー探鳥会	小学生以上	健康の森
8	身近な植物学講座	中学生以上	サービス センター
9	夜景鑑賞会(夜桜と夜景観賞、夏期夏休み、冬期冬空鑑賞)	一般利用者	第一駐車場
10	キャンプ場利用促進事業	一般利用者	キャンプ場

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

7 利用者満足度

実施方法等	実施時期: 令和6年4月～令和7年3月 実施方法: 来園者へのアンケート 回答数: 345人			
	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
①開園日、開園時間	68.0%	27.8%	4.2%	
②料金設定	83.4%	13.4%	3.2%	
③申込方法	78.6%	18.4%	3.0%	
④整備・施設状況	71.7%	24.3%	2.9%	1.1%
⑤プログラムの内容	86.0%	13.5%	0.5%	
⑥スタッフの対応	90.2%	9.3%		0.5%
⑦森林学習展示館の内容	56.5%	40.9%	1.7%	0.9%
⑧施設全体の満足度	75.3%	23.5%	1.2%	
施設全般の満足度	75.3%	23.5%	1.2%	
利用者の主な意見	1 遊歩道の剪定などをしてほしい。 2 キャンプ場の通信環境が悪い。 3 スリッパが汚い。 4 木の樹液を吸いにスズメバチが集まるため、駆除してほしい。			
利用者の意見への対応	1 周辺のパトロールを行い、支障となる枝の剪定を行った。 2 Wi-Fiルーターの更新を行い、ログキャビン内でも通信が可能とした。 3 汚れたスリッパは廃棄し、新しいものに取り替えた。 4 ハチの巣の駆除を行った。			

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

8 評価結果

項目	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価
維持管理業務	<p>消毒作業など感染防止対策を行うとともに、施設の美化活動や安全対策を徹底し、利用者の快適性の向上に努めた。</p> <p>浄化槽、電気設備、消防設備、給水施設等の点検、修理を実施した。</p> <p>健康の森内の倒木処理や見晴らし確保のためススキなどの除草を適時行い、来園者に快適な環境を提供した。</p>	<p>来園者に対し、快適な環境が提供できるよう美化活動等、気を配っている点は評価できる。</p> <p>設置から年数が経過している施設等も多いことから、保守点検などで異常が確認された場合は、早急に対応し、安全・安心な施設を維持すること。</p>
運営業務	<p>事業の周知については金融機関の支店等を中心にイベントガイドの配布等を行い、各事業において多くの方の参加を得た。</p> <p>MTBエリアについては、適切な管理運営に努めるとともに、初心者や家族でも楽しめるMTB教室を新たに開催した。</p> <p>深刻となっているヤマビル対策として、看板での注意喚起や忌避剤を利用者に無償提供するとともに、落ち葉の除去などヤマビルが生息しにくい環境整備に努めた。</p>	<p>パンフレット等の配布先の新規開拓、MTBイベントの追加、ヤマビル対策など、誘客対策について努力している。</p> <p>今後も利用者からの意見を真摯に受け止め、利用者満足度の向上を図ること。</p>
利用状況	<p>各種団体や自治体などの団体利用を受け入れたり、自主事業を計画し、利用者の確保を図った。</p> <p>また、コロナウイルス感染後の野外活動への需要が高まったこともあり、利用者数は目標値 57,910人に対して、実績値 64,778人と111.9%の達成率となるなど非常に多くの方々の利用があった。</p>	<p>利用者数の増加を図るため、自主事業を積極的に行ったことについては評価できる。</p> <p>今後も、利用客が増えるための施策を行い、武田の杜の発展に貢献することを期待したい。</p>
収支状況	<p>施設の老朽化により、給水管や排水管破損修理などにより昨年度と比べ修繕費が増加している。</p>	<p>施設自体の老朽化が進んでいるため、修繕費の増加はやむを得ない。修繕自体、基本的には取り替えよりは安価なため、適切な点検を行い、修理が不可能な状態になる前に維持修繕をお願いしたい。</p>
自主事業	<p>ジュニアトレイルランニングなど、参加人数がコロナ前のレベルに戻っていないものもあるが、武田の杜トレイルランニングレースでは関係団体と連携しイベントを盛り上げ、過去最高となる789人の参加者を得るなど利用者ニーズへの対応を行うなど集客に努めた。</p>	<p>関係団体と連携することで、利用者の増加に繋がっていることから、今後も関係団体と良好な関係を維持し、利用者ニーズに沿ったイベントの開催を期待したい。</p>
利用者満足度	<p>利用者が安心して快適に楽しく過ごせるよう管理運営に努めた結果、アンケートでは、プログラムの内容、スタッフの対応等すべての項目で高い評価をいただいている。今後も高い評価を得られるよう努めていきたい。</p>	<p>アンケート結果から、利用者に配慮し、より良いサービスの提供に努めていることが見受けられる。</p> <p>今後も利用者目線で、武田の杜でしか提供できない上質な体験づくりへの取り組みに期待したい。</p>

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

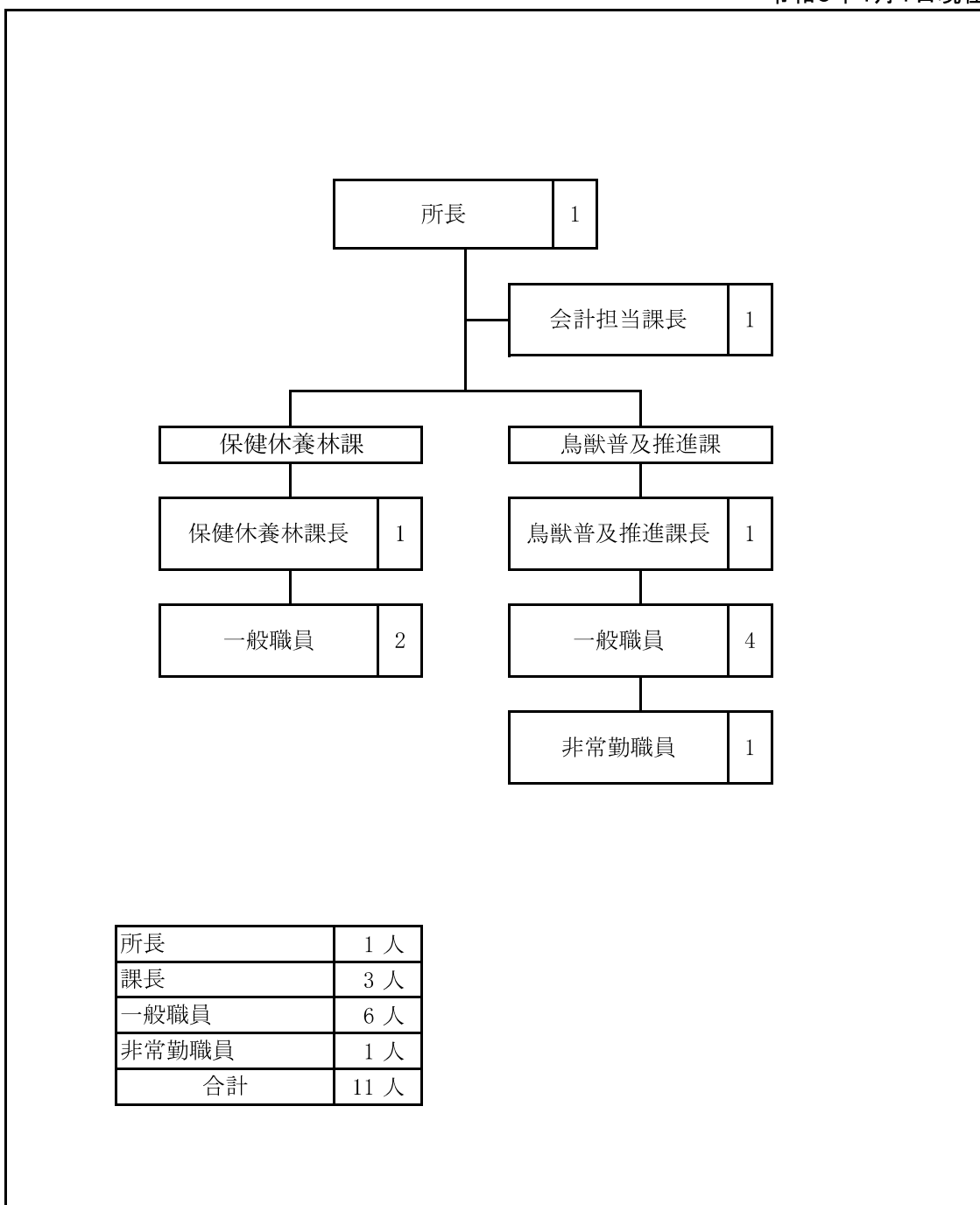
9 施設所管課による定期評価結果

施策推進業務の内容	評価	改善内容
森林公園の有料施設の利用促進	<p>施設の利用促進を図るため、デイキャンプ場の利用件数を評価指標とし、目標値を104件に設定。</p> <p>年間利用件数は90件であり、86.5%の達成率となり目標を下回った。</p>	<p>リピーター客の確保に必要な既存施設維持について、特に重要視されるトイレや水場などの衛生環境の向上に取り組むとともに、新規誘客については、SNS等を利用し、本公園の特色である豊かな森林空間をアピールするなど、広報活動に取り組むこと。</p>
森林セラピーを含む通年の自然体験プログラムの提供	<p>自然に親しむレクリエーションや野外活動の機会を提供するため、森林セラピーをはじめとする自然体験プログラム等の実施回数を評価指標とし、目標値を76回に設定。</p> <p>開催回数は60回であり、78.9%の達成率となり目標を下回った。</p>	<p>体験プログラムについては、利用者の意見を参考に都度、改善や更新を行いリピーターを確保しつつ、新たな利用者を獲得するために、誘客層の絞り込みを行うなど従来の視点を変えた広報活動にも取り組むこと。</p>

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

10 管理体制(組織図)

令和6年4月1日現在



○山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例

昭和五十四年三月十四日

山梨県条例第二号

改正 昭和六十一年三月二六日条例第一四号

平成六年一〇月一四日条例第三一号

平成七年三月一五日条例第一七号

平成九年三月二七日条例第二七号

平成一一年三月二五日条例第一〇号

平成一一年七月二三日条例第三八号

平成一七年三月二八日条例第三九号

平成二四年三月三〇日条例第二六号

平成二六年三月二八日条例第四五号

平成二九年三月一四日条例第四号

平成三十一年三月二九日条例第二〇号

令和八年三月三十日条例第二一号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例〕をここに公布する。

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例

(昭六一条例一四・改称)

(設置)

第一条 青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため、武田の杜保健休養林を設置する。

(昭六一条例一四・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 武田の杜保健休養林の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立武田の杜保健休養林

位置 甲府市

(昭六一条例一四・一部改正)

(施設の種類)

第三条 山梨県立武田の杜保健休養林（以下「武田の杜」という。）の施設の種類の種類は、別表第一に掲げるとおりとする。

(昭六一条例一四・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に武田の杜の管理を行わせるものとする。

(平一七条例三九・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 キャンプ場の利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- 四 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務
- 五 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平一七条例三九・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、武田の杜の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、武田の杜の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、キャンプ場の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平一七条例三九・追加)

(サービスセンター等の休館日)

第七条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日又は七月一

日から八月三十一日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（昭六一条例一四・追加、平一一条例三八・旧第四条の二繰上・一部改正、平一七条例三九・旧第四条繰下・一部改正、平二九条例四・一部改正）

（サービスセンター等の開館時間）

第八条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

（平一七条例三九・追加）

（キャンプ場の利用日）

第九条 キャンプ場の利用日は、五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間の休日の前日及び土曜日並びに七月一日から八月三十一日までの日とする。

2 指定管理者は、知事の承認を受けて、前項の利用日以外の日においても、利用させることができる。

（平一一条例一〇・一部改正、平一七条例三九・旧第六条繰下・一部改正）

（キャンプ場の利用の承認等）

第十条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十八条第三項及び第十九条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるとき。

(平一七条例三九・追加、平二四条例二六・平二九条例四・一部改正)

(キャンプ場の利用の承認の取消し)

第十一条 指定管理者は、キャンプ場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(平一七条例三九・追加、平二九条例四・一部改正)

(利用料金)

第十二条 第十条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るキャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(平一七条例三九・追加、平二九条例四・一部改正)

(利用料金の還付)

第十三条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、キャンプ場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平一七条例三九・追加)

(利用料金の減免)

第十四条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平一七条例三九・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 武田の杜の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、武田の杜の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(平一七条例三九・追加)

(知事による管理)

第十六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する武田の杜の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項、第八条ただし書及び第九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にキャンプ場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第十条第一項の承認を受けた者は、第十二条の規定にかかわらず、別表第二に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十三条、第十四条及び別表第二の規定の適用については、第十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十六条第四項の規定により

既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加)

(行為の禁止)

第十七条 武田の杜において、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- 二 木竹の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 貼紙又は貼札をすること。
- 六 ごみの投棄その他の不衛生な行為をすること。
- 七 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。
- 八 立入禁止区域に立ち入ること。
- 九 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

(昭六一条例一四・一部改正、平一七条例三九・旧第八条繰下、平二九条例四・旧第十六条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第十八条 武田の杜において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - 三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 知事は、前項の許可に武田の杜の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 知事は、第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可をしないことができる。

(昭六一条例一四・一部改正、平一七条例三九・旧第九条繰下、平二四条例二六・一部改正、平二九条例四・旧第十七条繰下・一部改正)

(利用の制限等)

第十九条 知事は、衛生上又は風俗上支障があると認められる者に対して利用を拒むことができる。

- 2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消すことができる。

(平一七条例三九・旧第十条繰下、平二四条例二六・一部改正、平二九条例四・旧第十八条繰下)

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十条 知事は、次に掲げる場合においては、第十条第一項(第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)若しくは第十八条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- 一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合
- 二 指定管理者又は知事が第十一条(第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合
- 三 第十八条第一項の許可をしようとする場合
- 四 前条第二項の規定による第十八条第一項の許可の取消しをしようとする場合

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第十九条繰下・一部改正)

(知事への情報提供)

第二十一条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認若しくは第十八条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第二十条繰下・一部改正)

(罰則)

第二十二条 第十七条の規定に違反した者又は第十八条第一項の規定により許可を受けないうで同項各号に掲げる行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

(平六条例三一・一部改正、平一七条例三九・旧第十三条繰下・一部改正、平二四条例二六・旧第十九条繰下、平二九条例四・旧第二十一条繰下・一部改正)

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例三九・旧第十四条繰下、平二四条例二六・旧第二十条繰下、平二九条例四・旧第二十二条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五四年規則第二〇号で昭和五四年五月一日から施行)

附 則 (昭和六十一年条例第一四号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年条例第三一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年条例第一七号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第二七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第三九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成二四年条例第二六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 第十条の規定による改正後の山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例第十条第二項及び第十七条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第十条の規定による改正前の山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第四五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年条例第二〇号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和八年条例二一号）

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（昭六一条例一四・一部改正）

サービスセンター
森林学習展示館
鳥獣センター
キャンプ場
樹木見本園
岩石園
自由広場
林間広場
遊歩道

別表第二（第十二条、第十六条関係）

（平一一条例一〇・全改、平一七条例三九・平二六条例四五・平二九条例四・平三
一条例二〇・令八条例二一・一部改正）

種別	単位	利用者区分	利用料金限度額	摘要
テントサイト	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	六〇円	一泊とは、午後四時から翌日の午前十時まで

		高等学校の生徒	一二〇円	<p>の使用をいう。</p> <p>二 継続して二泊以上する 場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前十時から午後四時までの時間は、一泊の時間 に含むものとする。</p>
		大学の学生及び一般	二四〇円	
キャンプに要するテント及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	一二〇円	
		高等学校の生徒	二四〇円	
		大学の学生及び一般	四八〇円	
ログキャビン及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	六九〇円	
		高等学校の生徒	八四〇円	
		大学の学生及び一般	九八〇円	
温水シャワー	一回		一二〇円	

○山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則

昭和五十四年四月二十八日

山梨県規則第二十一号

改正 昭和六一年三月二八日規則第一三号

平成七年三月三〇日規則第三〇号

平成一一年七月二三日規則第五七号

平成一二年三月二九日規則第二四号

平成一七年三月二八日規則第二九号

平成二四年三月三〇日規則第二九号

平成二九年三月一四日規則第四号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例施行規則〕を次のように定める。

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則

(昭六一規則一三・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（昭和五十四年山梨県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六一規則一三・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平一七規則二九・全改)

(行為の許可の申請手続)

第三条 条例第十八条第一項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日の十四日前までに、行為許可申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項後段の規定により当該許可を受けた事項を変更しようとする者は、速やかに変更許可申請書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

（昭六一規則一三・一部改正、平一一規則五七・旧第三条繰下、平一二規則二四・一部改正、平一七規則二九・旧第四条繰上・一部改正、平二四規則二九・平二九規則四・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年規則第一三〇号）

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第三〇号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第二四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則に関する経過措置）

8 山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第三十九号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第七条の規定による改正後の山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

附 則（平成二四年規則第二九号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

附 則 (平成二九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立武田^{もり}の杜保健休養林設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日
(団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第18条第1項の規定により、許可を申請します。

行為の内容	種類	条例第18条第1項第 号
	目的	
行為の方法		
行為の場所		
面積	m ²	
行為の期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
行為の人数	人	
□誓約等 (誓約等をする場合は、□にレ印を記入すること。)	1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等: 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	

- 注 1 位置図を添付すること。
2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
氏 名 印
(団体の場合は、その名称及び代表者名)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可になつた山梨県立武田の杜保健
休養林の使用に関する事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更しようとする 事 項		
変 更 の 理 由		

注 位置図を添付すること。

第1号様式（第2条関係）

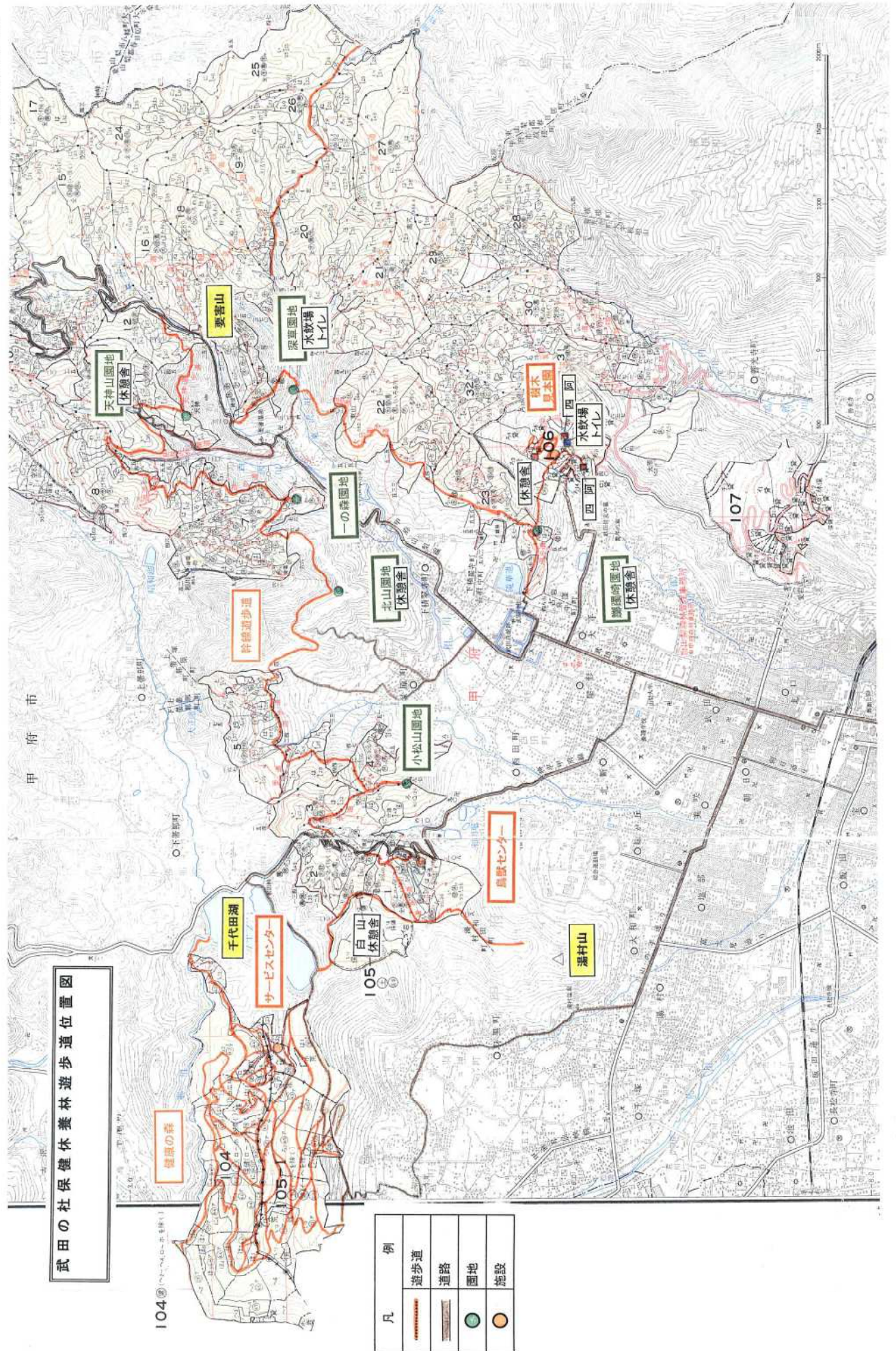
（平17規則29・全改）

第2号様式（第3条関係）

（平24規則29・全改、平29規則4・一部改正）

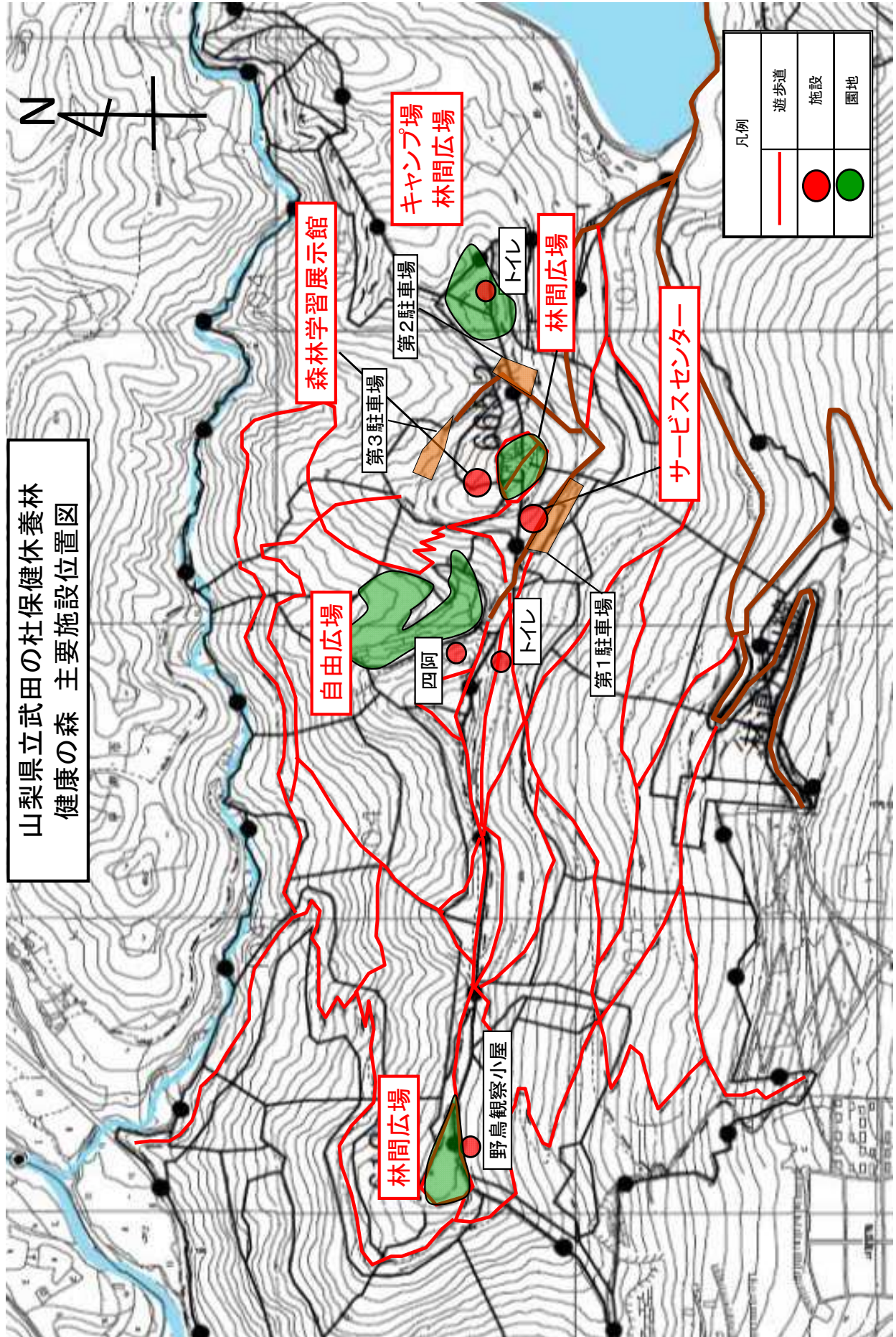
第3号様式（第3条関係）

（昭61規則13・平11規則57・一部改正、平17規則29・旧第4号様式線上・一部改正）

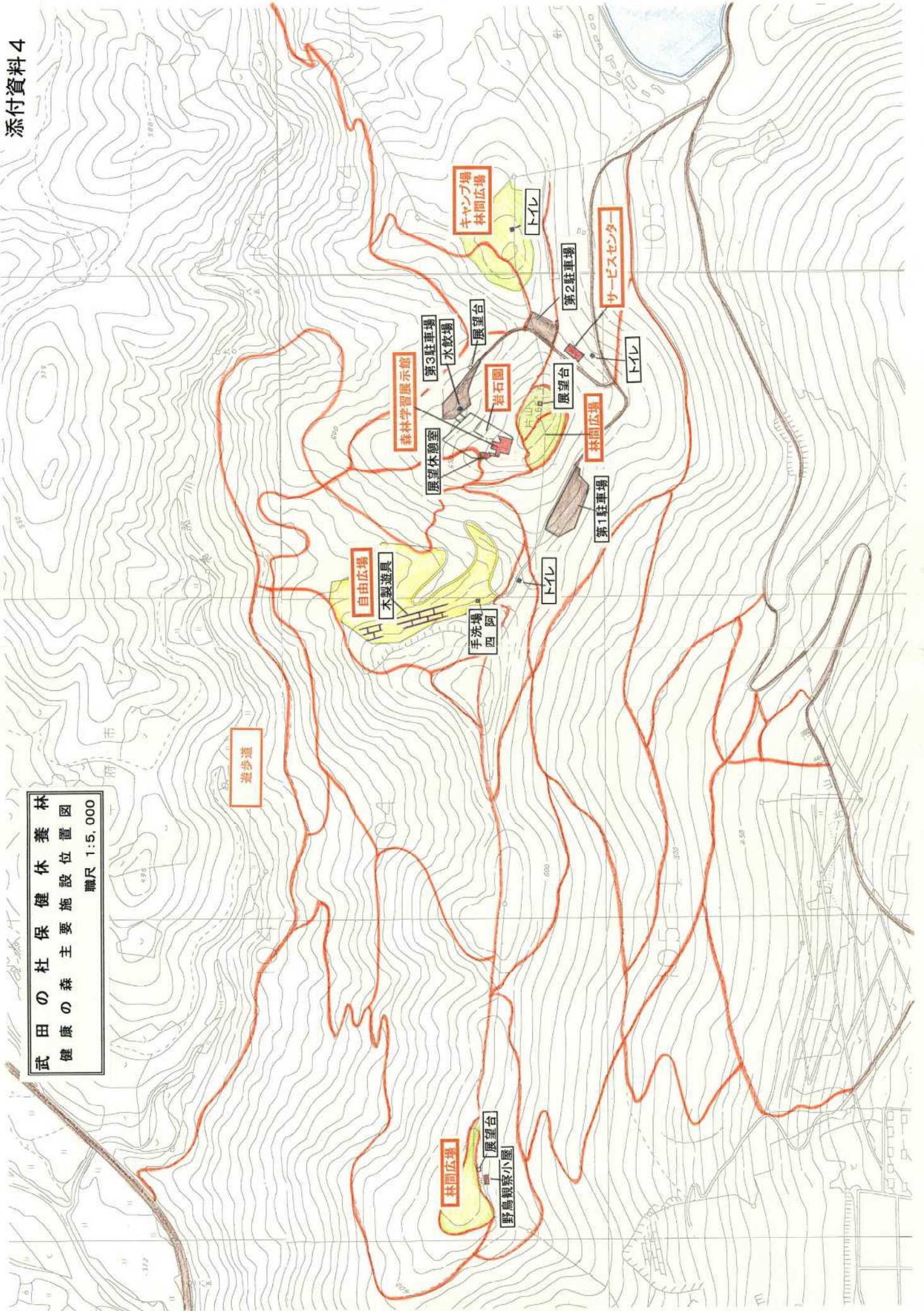


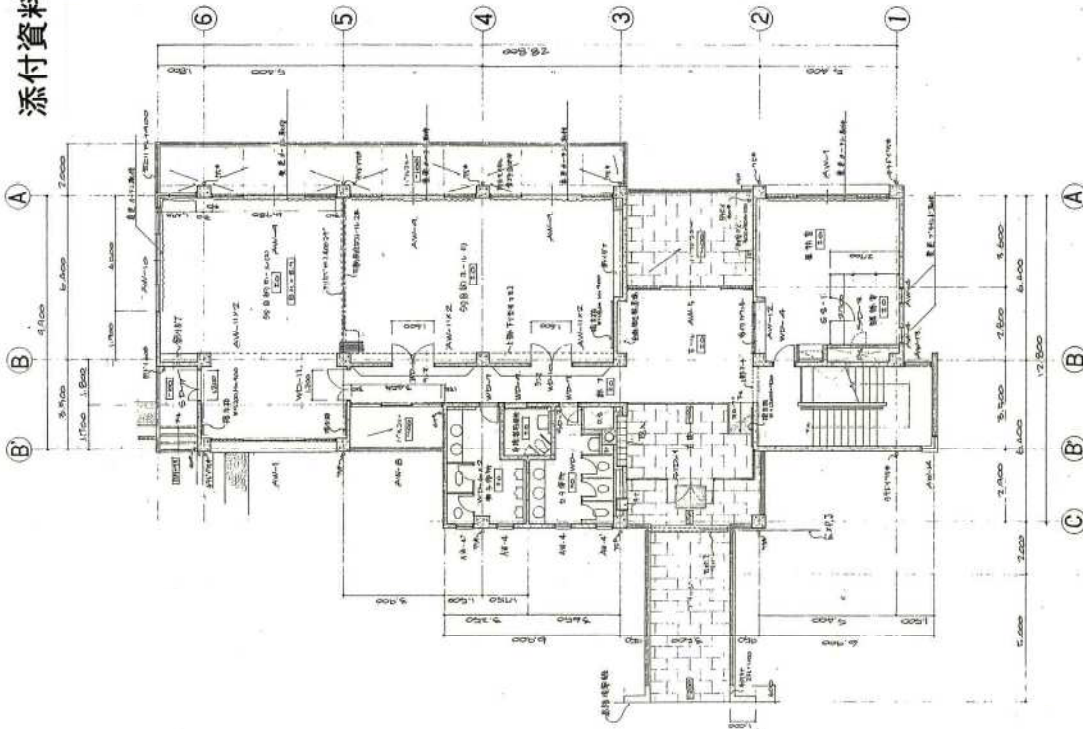
武田の社保健休養林遊歩道位置図

凡	例
	遊歩道
	道路
	園地
	施設

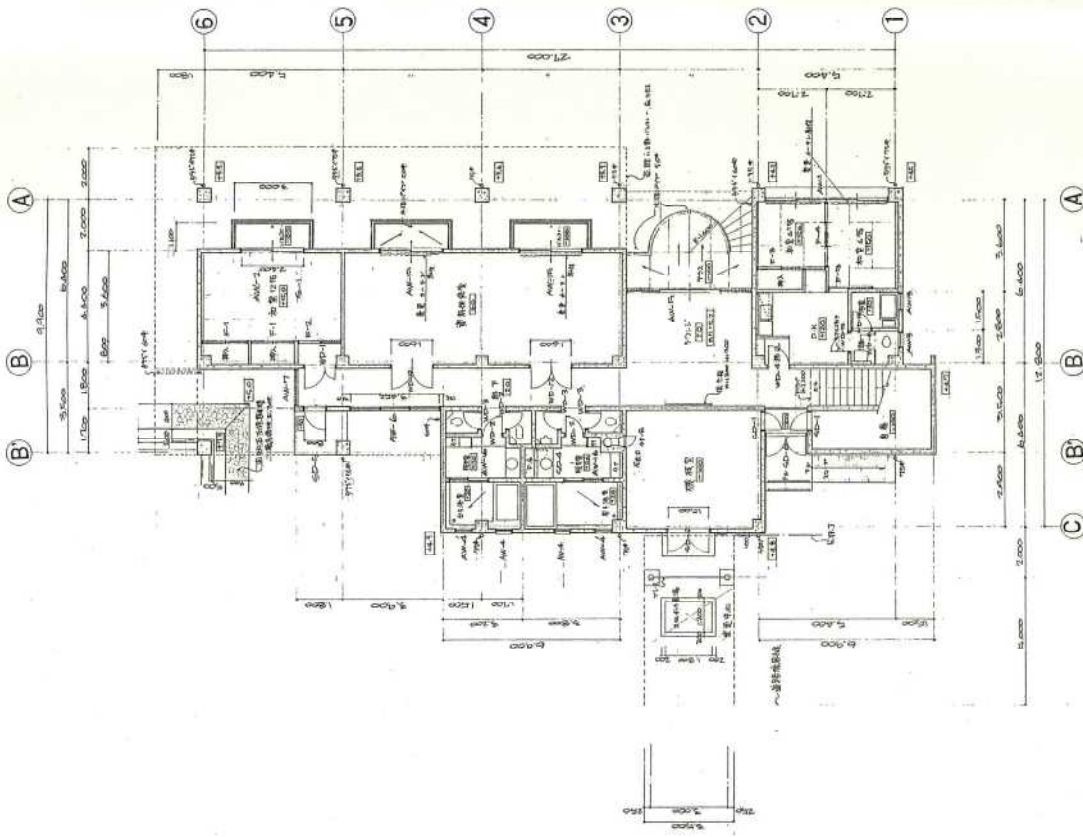


武田の杜保健休養林
健康の森主要施設位置図
職尺 1:5,000



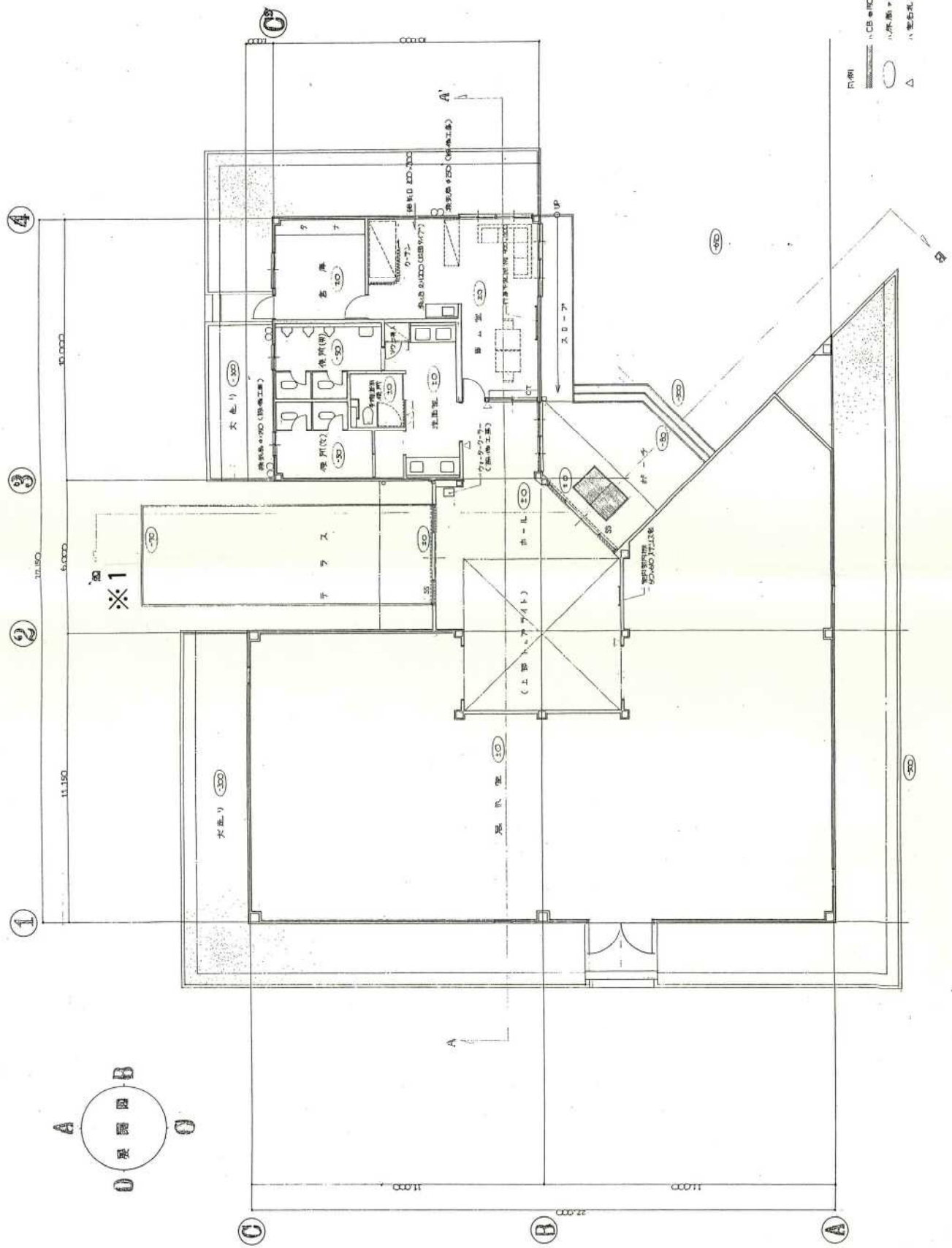


2階平面図 1:100



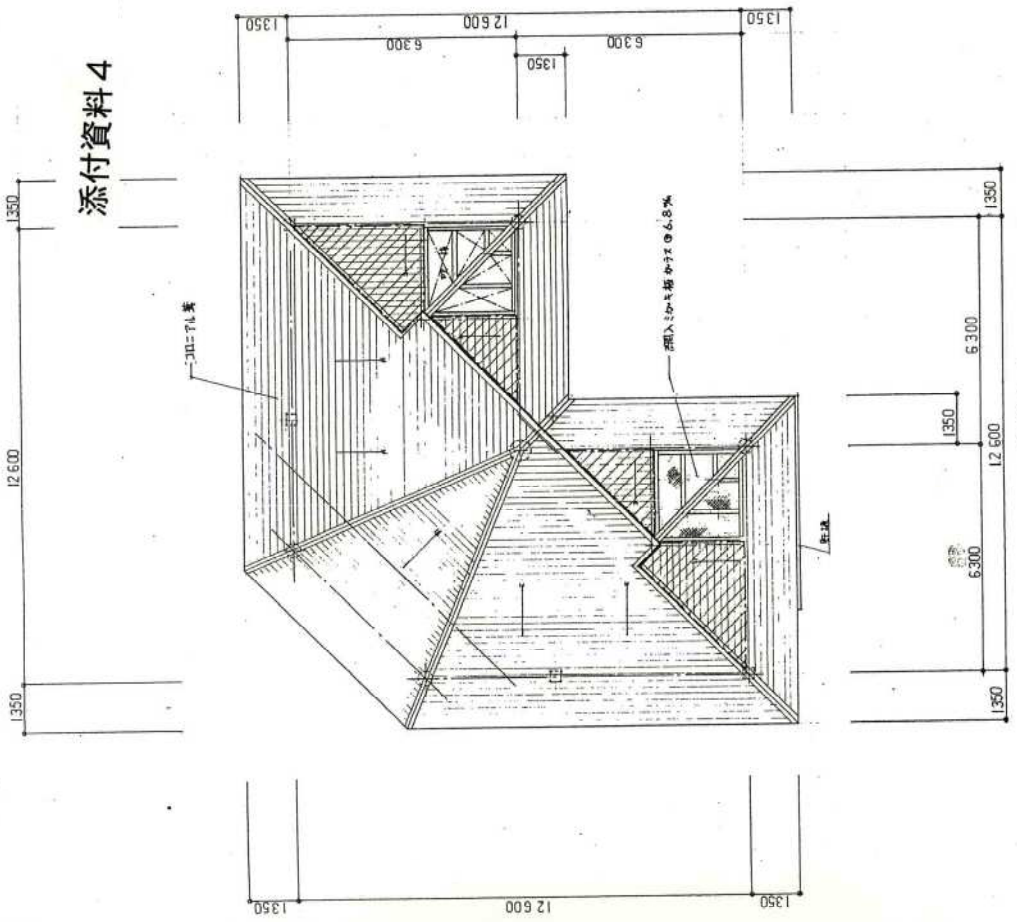
1階平面図 1:100

武田の社 サービスセンター
平面図



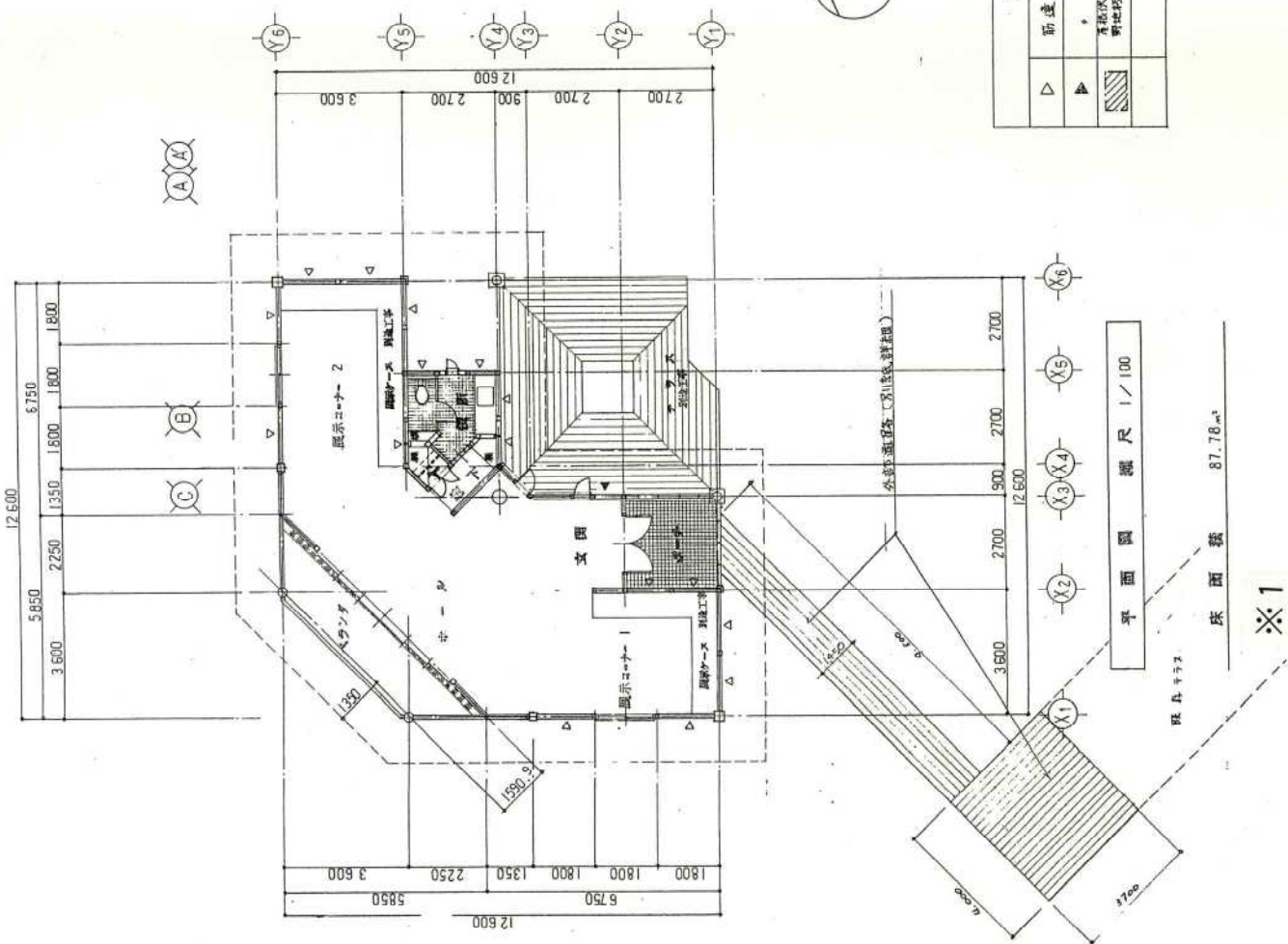
武田の杜 森林学習展示館
平面図

1階平面図 1:100



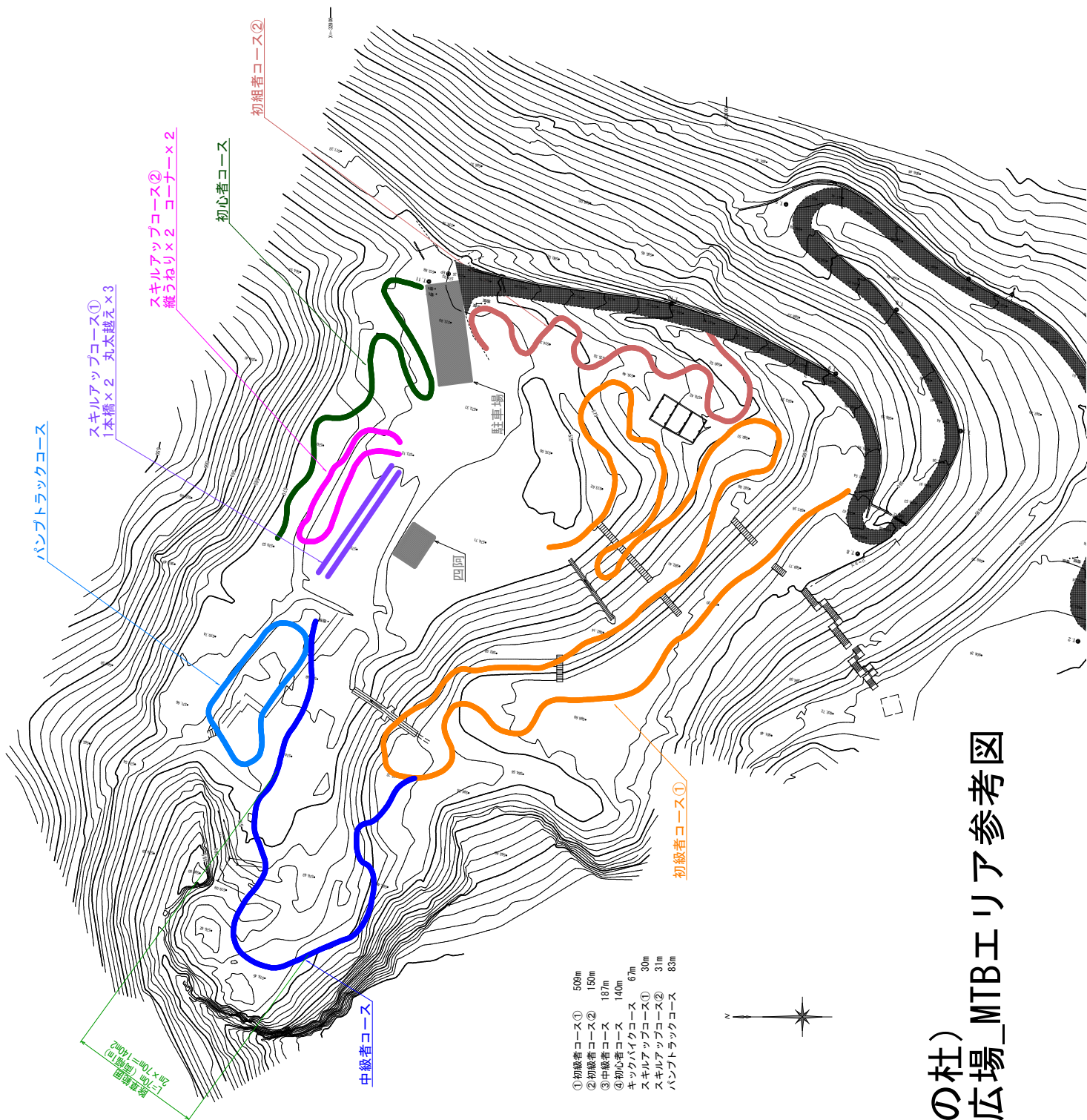
基礎伏図 縮尺 1/100

凡 例	
△	階高 4.5 x 9.0
▲	4.5 x 9.0 の 72° 斜り
▨	階高伏図中 斜地部、30°以下の2% 勾配有り



添付資料4

武田の杜 森林学習展示館 (展望休憩室)
平面図



(武田の杜)
自由広場_MTBエリア参考図

自動体外式除細動器の管理仕様書

1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命 5～6 年（製造年月 ） 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2 年ごとに交換（製造年月 ） 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

関係法令等一覧

法令等名称
地方自治法(昭和22年法律第67号)
森林法
自然公園法
山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和54年山梨県条例第2号)
会社更生法
民事再生法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
山梨県立武田の杜保健休養林指定管理業務モニタリング実施要領
個人情報保護法
山梨県個人情報保護条例
建築基準法・施行令・施行規則・附則
国民保護法
山梨県国民保護計画
消防法・施行規則
大規模地震対策特別措置法
山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年10月16日山梨県条例第41号)
山梨県傷病鳥獣等保護ボランティア実施要領
労働安全衛生法・規則
水道法・施行規則
浄化槽法・施行規則
危険物の規制に関する規則
ボイラー及び圧力容器安全規則
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)
官公庁施設の建設に関する法律
国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準

山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森
指定管理業務モニタリング実施要領

制定：平成30年 4月 1日

改正：令和 4年 3月 11日

改正：令和 8年 3月 27日

第1 目的

この要領は、指定管理者施設である山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森の適正な管理を確保するためのモニタリング（業務の確認・検証）について必要な事項を定めるものとする。

第2 モニタリングの実施と役割

指定管理者は、事業報告書の作成、利用者アンケートの実施、苦情・要望などへの対応等を通して、自己評価と業務改善を行い、自己評価結果を「指定管理施設の管理運営状況評価書」（別紙様式1）（以下「モニタリングシート」という。）にまとめ県へ報告する。

なお、指定管理者は自己評価にあたり「指定管理施設の管理運営状況評価書（根拠資料）（別紙様式2）（以下「根拠資料」という。）」を提示する。

2 県は、指定管理者からの自己評価を含む事業報告書、現地確認などによる管理運営状況の確認を行い、改善のための指導等を行う。

なお、県における役割分担については、指定管理者からの定期報告に基づく現地確認を森林環境部県有林課が行い、これ以外の随時の確認（毎月1回程度）は林務環境事務所が実施するものとし、適正に業務が執行されていることを確認する。

第3 モニタリングの実施方法

県は基本協定書、管理業務仕様書及び指定管理者の業務計画書に基づくサービス水準等を維持するため、次のとおり定期モニタリングを実施する。

（1）月次確認

月次報告により、施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握する。

（2）四半期確認

四半期報告により、一定期間の施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）について、「定期評価シート（別紙様式3）」による評価を行うとともに現地確認を行い、履行状況等を確認する。

なお、評価の結果、効果が不十分である場合は、改善指導を行い、次回報告書の提出時等に改善状況を確認する。

（3）年度確認

事業報告書による現地確認を行い、年間の管理運営業務全般について、履行状況、サービスの質の評価、運営体制の安定性等を確認する。

なお、四半期毎の現地確認は、予め県が「事業計画書等」及び「事業報告書」欄を記入したモニタリングシート（別紙様式2）により実施し、「現地確認結果」欄の記入後、指定管理者が「指定管理者の自己評価」欄を記入し、今後の業務改善等のための資料とする。また、年度末の現地確認は、事業報告書及び四半期確認時のモニタリングシートにより実施し、「整合性の検証」、「業務改善に向けた分析・指導内容」、「総合的な所見」欄を記入した後、指定管理者に送付する。

- 2 定期モニタリングのほか、随時のモニタリングとして、必要に応じて巡回、立会い等による実地確認を行う。
- 3 県有林課長は、施設運営の改善に向け、現地確認の機会等を活用して指定管理者と対面による意見交換を年度毎に3回以上実施する。

第4 モニタリングによる確認・指導の内容

定期報告等に基づき、次の3つの視点から管理運営状況に関する確認・指導を実施する。

（1）履行確認

維持管理業務が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているかを確認する。

（2）サービスの質の評価

運営業務、自主事業が県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているか評価する。

（3）運営体制の安定性の確認

運営体制が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を効率的・効果的かつ安定的に提供することが可能な体制となっているかを確認する。

- 2 確認・指導の時期については、定期報告や事業報告書の提出等の時期をとらえ、適時その報告内容等に適した確認・指導を行う。

第5 モニタリング結果の報告及び公表

県有林課は、指定管理者から報告のあったモニタリングシート（別紙様式1）の各評価項目及び総合的な施設所管課の評価及び改善指導、改善勧告とそれに対する指定管理者の対応状況を6月上旬までにモニタリングシートに整理し、併せて利用者アンケート様式（前年度分）を添付のうえ行政法務課あてに報告する。行政法務課は、モニタリング結果の概要及びモニタリングシート（個人名は除く）を県のホームページ等で公表する。

第6 指定管理業務のモニタリング結果の活用

県は、期待される施策効果が十分生じているか、モニタリングを通じて評価・検証を行い、その結果、施策効果が十分でない判断した場合は、指定管理者とともに、改善策の企画、検討、策定を行う。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

建築物点検マニュアル

(抜 粋)

令和 8 年 3 月改定

山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	5
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	6
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	22
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		

<様式等>

- 別紙1 点検対象建築物一覧表
- 別紙2 法令検査点検一覧表
- 様式1 建築基準法点検票
- 様式2 日常点検票

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する方法で行い、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式2）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

(1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が3以上でかつ床面積の合計が200㎡を超えるもの

(2) 建築設備等

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備等は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材が**タイル、石貼り及びモルタル等**で施工されている建築物の定期点検において、次の場合は、外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、公共施設・財産マネジメントシステムに登録する。

- ① 手が届く範囲での打診調査で浮きが確認される等、異常が認められた場合
- ② 竣工、外壁改修、または全面打診の実施から **10年**を超えて行う最初の定期点検の場合（ただし、3年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）

※ 平成20年4月1日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

※ **用途が事務所等の建築物については、階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超えるものが義務付け対象**

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

また、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

点検結果の登録については次のとおり。

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

新規追加 ①

建物調査 関連資料 写真保存

② 調査年度 2022 年度 調査名 2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備) ④ +追加 Shift+F1

前画面に戻る F11 更新 F12

第3章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙2参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ点検結果に反映させること。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、長寿命化の対象となる建築部位・設備について、県が管理する施設全体の老朽化状況等を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

- ① 予防保全
 - 屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）
- ② 監視保全
 - 外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保安全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、資産高度利用推進課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産高度利用推進課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

(1) 点検の準備

点検を行う前に、公共施設・財産マネジメントシステム等から、点検する部位、設備の場所、前年度の劣化状況、修繕工事の実績を確認する。併せて、建築基準法や他法令の点検結果、指摘事項等を確認する。

(2) 点検方法

点検は、目視、触診、聴診、臭気、設備の動作確認等で行う。

(3) 劣化状況の判定区分

建築部位・設備ごとに実施し、判定は次の3区分とする。

- ・ a 判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ b 判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ c 判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ 劣化状況による判定がb・c判定の場合は、劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を登録すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。

- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用したりするなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を**長寿命化点検備考**（後述）に記載し、状況のわかる写真を登録すること。

6 点検結果の保管等について

点検結果は、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

なお、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

長寿命化点検結果は、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式2）を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙 1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
513	塩川ダム管理事務所等	2	塩川ダム係船庫		○	○
514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	○		
514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		○	○
526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園 体育館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	1	富士北麓公園 メインスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	2	富士北麓公園 体育館	-	○	
527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	○	
527	富士北麓公園	12	倉庫	-	○	
527	富士北麓公園	13	富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室	-	○	
527	富士北麓公園	14	富士北麓公園 屋内練習走路	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館 附属棟	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	5	県営体育館 スポーツの家、屋内プール	-	○	
530	富士川クラフトパーク	16	扇館		○	
531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	○	
531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	○	
532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館（管理棟）	-	○	
538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	○	○	
538	武田の杜	12	健康の森 森林学習展示館	○	○	
538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	○	○	

※用途廃止された施設は一覧表から削除されます。

用途廃止後も建物が存続する場合は、法令を遵守し各施設管理者において必要に応じて点検を実施してください。

※長寿命化点検：○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象

●は、予防保全又は監視保全である（ ）内の設備のみ点検対象

※建築基準法点検：高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外の一覧から除く
県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く

●は、昇降機のみ点検対象

※営繕課：施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙2 法令検査点検一覧表

検査等の対象	検査内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条第303号 消防庁告示（昭和50年第3号）	消防設備士または 消防設備点検資格者	
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧射火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結放水設備、連結送水管、非常電源（配線部分を除く）並びに操作盤	総合点検	1回/1年			
屋内外消火栓のホース、連結送水管	耐圧試験	1回/3年			
指定数量の10倍以上の危険物を取扱う一般取扱所及び地下貯油槽を有する一般取扱所	消防法第10条第4項の建物の適合している点検	1回/1年	消防法14条の302 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く 指定数量とは危険物の規制に関する政令第11条に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(生油等) = 6000L 他
ボイラー（小型ボイラーを除く）	性能検査	検査の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年			
第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）	性能検査	検査の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内)	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	
圧力容器	定期自主検査	1回/1年			
第2種圧力容器	定期自主検査	1回/1年			
小型圧力容器	定期自主検査	1回/1年			
積載重量1トン以上	性能検査	検査の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または検査代行機関	
エレベーター	定期自主検査	1回/1年	エレベーター等の安全規則第154条、第159条	検査代行機関	
積載重量0.25トン以上1トン未満	定期自主検査	1回/1年			
積載重量0.25トン未満	作業環境測定	1回/2月	労働安全衛生法第65条		
事務所	機械換気設備定期点検	1回/2月	事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条		
	照明設備定期点検	1回/6月			
	空気環境の測定	1回/2月	ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）第4条 同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	講習修了者 建築物環境衛生管理技術者または実務の経験のあるもの 監督を行わない場合は講習終了者	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供せられる部分の延床面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供せられる部分の延床面積が8000㎡以上の建築物をいう。
特定建築物	中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備給水設備	1回/7日			
	飲料用 waters の検査	1回/6月			
	保安検査	3年に1回以上	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（プロパンの場合50トン）以上で高圧ガスを使用する設備をいい、また特定施設とは冷媒充填量は冷媒充填規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。
冷凍機	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
はい煙発生施設	はい煙量と濃度の測定	1回/2月	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条		第1種製造者とは、受火タンクの合計容量が10m ³ を超えるものをいう。
簡易専用水道	外観検査	1回/1年	水道法34条の2	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が指定するもの	
	水質検査		同施行規則第55条、56条		
	書類検査				
特定施設(指定地域特定施設)	排水水の特定	400m ³ /日以上・1回/1日 200～400m ³ /日未満：1回/7日 100～200m ³ /日未満：1回/14日 50～100m ³ /日未満：1回/30日 月次1回/1月 年次(A)1回/1年 年次(B)1回/3年	水質汚濁防止法第14条 同施行規則 電気事業法第42条		特定施設とは、処理対象人員が5000人を超えるし尿浄化槽（指定地域は201人以上500人以下）及び300床以上の病院の汚房施設 事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
事業用電気工作物	保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A)1回/1年 年次(B)1回/3年		電気主任技術者（電気保安協会他）	ガス漏れ防止装置の設置が10,000kcal/h以下のものでかつ不発燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
ガス漏れ防止器（屋内設置） ガス漏れ防止器（屋内設置）及びこれら5の排気筒	消費機器の技術上の基準(規則108条)	1回/3年	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	
浄化槽	水質検査 保守点検	1回/1年 1回/1週～6月	浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	水質検査は指定検査機関が行う。 浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている <input type="checkbox"/>		
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>		
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	中程度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している <input type="checkbox"/>		
4	建築物の外部	2-(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある <input type="checkbox"/>		
5	建築物の外部	2-(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
6	建築物の外部	2-(3)	土台 (木造建築物)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある <input type="checkbox"/>		

※番号1～6のみ抜粋。以降の番号についてはマニュアルを参照。

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面		敷地内の排水	目視により確認	排水不良があること。		
2	建築物の敷地及び地盤面		植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。		
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建築物の屋外に取付けるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

※番号1～8のみ抜粋。以降の番号についてはマニュアルを参照。